#### 道路行政セミナ

●時

時

時

78

1995 **JUNE** 



巻頭言■国土づくりの理念と道路整備

エッセイ■未来からみて今を作る

国立環境研究所 地球環境研究センター

西岡

秀三

3

一橋大学教授

杉山

武彦

特 集/環境と道路の調 和

道路環境施策をめぐって 道路局道路環境課環境調査係

道路環境訴訟の判例の紹介 道路局道路交通管理課訟務係

21

30

外かんのグリーンベルト 関東地方建設局道路部道路計画第一課

商業・業務地における沿道環境と歩道整備について

般国道18号 鬼首道路

大阪市建設局土木部交通安全施設課長 原 富 36

エコロ

ードについて

東北地方建設局道路部道路計画課

42

開

かれたSA

• P

A

道路局高速国道課

49

日本高速通信株式会社の全国エリア展開について

日本高速通信株式会社

56

△土砂災害防止月間 土砂災害防止実行委員会 64

シリーズ/あの道 この道

沖縄の道のうつりかわり 沖縄県土木建築部道路維持課

「住みよいふるさと宮崎」への道づくり ― 神話街道(一般国道二一八号)―

65

宮崎県土木部道路保全課

70

時のものです。 また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施 がって意見にわたる部分は個人の見解です。 本誌の掲載文は、 執筆者が個人の責任にお

## 特 集 環境と道路の調和

# 追路環境施策をめぐって

# 建設省道路局道路環境課環境調査係

# 一環境問題の背景

するため、公害対策を総合的に推進する「公害対れらが社会問題となった。このような事態に対処たことなどから、環境汚染、自然破壊が生じ、こ結果として見ると環境への配慮が十分ではなかっ我が国では、戦後の高度経済成長期において、1 我が国の環境問題

った。

相当な成果をあげてきた。をあげるとともに自然環境への取組みについても、まって、昭和五〇年代半ば頃までには顕著な成果た。これらに基づく施策の推進と技術開発等が相総合的に推進する「自然環境保護法」が制定され

我が国は、経済成長を続け、今日では

策基本法」が制定され、また、自然環境の保全を

社会活動の都市への集中がより一層進むことにな大量消費等の生活様式が高度化する一方、人口やが、この間、物質的にも豊かになり、大量生産・世界の総生産において第二位の経済大国となった

# 2 世界の環境問題

一方、世界に目を向けるならば、第二次世界大地後、人口の増加や社会経済生活のレベルが高まる中で、先進国における資源の大量消費、不用物の大量排出や、発展途上地域における人口の増大と負困に対処するための食料需要の増大等を背景として、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地として、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地として、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地とで、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地とでは、第二次世界大

# 3 道路環境問題

きく貢献はしたものの、都市部への人口の集中や備五箇年計画の推進により我が国の経済発展に大戦後の道路整備は、昭和二九年に始まった道路整戦た、道路環境問題について見ると、第二次大

排出 ぐり ŧ 伴 訴 [ガス等の道路環境問題が タリ 訟 が 昭 ゼ 提起されるに至っ 和五〇年代頃 1 シ 3 ン の 急速な発 から 7 ú 発生して ū 展 道路環境 により、 お b, 蕑 題 騒 これ をめ 音

規模、 化炭素 た質の 3 とのふれあいや、 した生活の高度化により、 方 での 一面で 省エネ よる 生活様式の多様化、 対応が期 の向 地 jν バギー 球温暖 上が 対待され ゆとり」、 型の交通体系を目指し、 求められている。 化 の抑 る地 道路についても、 球温 :制が問題となっ 余暇志向等を背景と うる 暖化防止の ぉ また、 ٤ 観点 自然 T 地 しっ 酸 球 0

いものとなって 玉 このように道路環境問題を考えるに当たり、 0) 、環境問題や世界の 環境問 題 は極めて関係 我

深

えて、 いきを概 裁判に (特に道路交通騒 さて、 きや道路 現在なお問題となっ 親するとともに、 5 本稿では、 |環境施策につ b て紹介す 音 以上 Ź 排 出ガ ほ 0 ţì 環境問 て紹介することとし 道路環境めぐる新たな か、 τ 2 4. 新たな道路 る 道路 題 や道路環境 の背景を 環境の 環境 関係 現 踏  $\tilde{\sigma}$ 状

動

i,

# 道路環境問題の現状と課 題

#### 1 道 路交通騒音

-成五年 月 から 月 (= お Ļ て 全 国

> 達成) び 境基準を達成できなか 1: 地 自 結果によると、 また上記の測定点のうち、 夜間の お 点 治 Ļ 体 て行っ 又は が は 应 当 |時間帯すべ 全国で三、 「騒音に係 た環境庁による道路交通騒音の 該 全国 地 域 匹 0 九八八地点に及んでお て又はその っ る問題が生じやすい 騒音を代表すると思わ た地点 六〇五測定局のうち、 平成元年から平 朝 いず 昼間、 れか 成五 での非 地 夕及 h 点 n 環

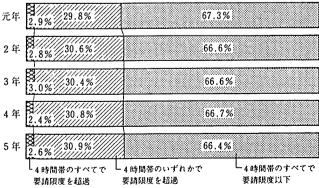
測定 **2** まで継 測定結果を見ると、 続

ち、 度道路 域 また、 内又は用途地 |交通 建設 心センサ 省 域通過延長約四 の試算によ え観 測 区間 れば、 1: お H 全 四 玉 る |の平 00 騒音規 成 km 制 の

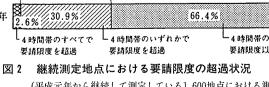


継続測定地点における環境基準の達成状況 図 1

(平成元年から継続して測定している1,600地点における測定結果) 資料:環境庁



(平成元年から継続して測定している1,600地点における測定結果) 資料:環境庁



る 1 0

は

0

原

因と

して

は

n

までに講じら

うち要請限度

2,200(14%)

1,300(4%)

3,500(8%)

資料:建設省

超過延長

交通騒音に つ

ては依然として改善を要する

回 通 量 [る交通] 一の増 加 量 ٤ 0 増 ţ 加 ٤ 大型車

単 体 対 策 道 路 a 対策等 た質の変化によるものと考えら 0 騒 音低減施策 -の増 加

又は夜間 の効果が n てき

造

あ

改善による単

体対策

交通流対

策

道路構造

策

沿

道対

(策等の各種施策を総合的

に行

7

la

が必要であ

<u>F</u>. 交

0)

た

め

道

路

|交通

騒

音

0

解

消

12

は

自

動

車

構

(測定局数346)

東京+神奈川+大阪

(測定局数100)

(注2) 2車線以上の道路

表 1

道路種別

一般国道

都道府県道

計

非達成 達成 67% 33% 非達成 達成 28% 72%

その他の道府県 (測定局数246)

達成 非達成 83% 17%

二酸化窒素の状況(日平均値の年間98%値)

夜間環境基準等の達成状況

環境基準

達成延長

8,900 (56%)

22,800 (75%)

31,700 (68%)

環境基準

超過延長

7,100(44%)

7,600 (25%)

14,700 (32%)

騒音規制区域又は

用途地域通過延長

16,000

30,400

46,400

(注1) 平成2年度道路交通センサスより試算

環境庁資料より作成

なっ

お 勭

ŋ 車

化窒素に

0

'n

て見ると、

環境

自

か

6

排 酸

出

され やそ

る

窒素酸化物等

が問

題

٤ 庁

調

爭

成

五年度環境庁自動車排出ガ

ス測定結

果報

告) 査 T

によれ

ば平

成五.

年度

の環境基準

-の達成

状

況は全国では六七%であるもの

Ø,

東京

神

奈川

大阪の大都市圏では達成状況は二八%にすぎな

表 2 二酸化窒素の環境基準との対応状況

		********								
年 度		元		2		3		4		5
値の年間 98%値の区分	局数	割合(%)	局数	割合(%)	局数	割合(%)	局数	割合(%)	局数	割合(%)
0.06㎜を超える	106	34.5	112	35.7	121	37.2	96	28.5	114	32.9
0.04ppm以上 0.06ppm以下	141	45.9	152	48.4	155	47.7	176	52.4	165	47.7
0.04ppm未満	60	19.6	50	15.9	49	15.1	64	19.0	67	19.4
合 計	307	100.0	314	100.0	325	100.0	336	100.0	346	100.0

資料:環境庁

2

排

出

ガ

ス

動 華交通

0

集中

n

Ö

伴う渋滞

の

発

生に

t

**図** 3)。

境庁報告) 基準を達成する また、 につ 酸 化 空素の 測定局が いて見ると、 ジ環境 増 基準 えたもの 平成四年度には環 との Ó 対 元状況 亚 成

Ê

お

いて

は

亚

成四年

一度に比

べて若干減少

T 年 境 環

Ŧī.

ŋ

ここ数年横這

Ļ,

状態に

ある

(表2)。

化物 交通 種 こうした状況をもたら 12 量 発 のと考えられ 生 つ 0 上源の 増 Ļ, 7 加 排 総 1 体とし ょ 出 h 量 自 0 増 7 動 減 車 茄 ĺ 少しなかったことに か 0 Ť Ġ 他 ķ る原 排 デ 出 因として స్త イ n 1 る窒素 ゼ

Jν

車

ょ 酸  $\dot{\phi}$  は

このため 大都市 圏 を中心に二酸化窒素の 削 减 n る

道行み 05.6 7

を図るための施策が必要となっている。

### 3 道路環境訴訟

### (1)国道四三号訴訟

三号騒音排出ガス規制等請求事件が提起された。 判決が出された。 成二年四月には大阪高等裁判所においてそれぞれ 昭和六一年七月には神戸地方裁判所で判決が、平 排出ガス等の差し止めと損害賠償を求める国道四 活妨害を受けたとして、道路管理者に対し、 庫県内)・神戸西宮線の沿道住民が健康影響や生 般国道四三号及び阪神高速道路大阪西宮線 このような環境状況の中で、昭和五一年には、 、騒音、 (兵

(注)

いては、 被害等を受けているとしている。 居住する者に対しては排出ガスにより洗濯物への 拠がないこと③ただし、 健康に明確な影響を及ぼしていると認められる証 段階の生活妨害であること②排出ガスについては 当該高等裁判所においては、①騒音の影響につ 健康影響までいたらず、それの接近した 道路端から二〇m以内に

らについて、 近にかかわらず、また、Lep六〇を超える原告 ものを認めることが相当としている。 ルクマールとしては、 (一日平均値) 騒音に対する生活妨害があるか否かのメ 道路からの騒音が受忍限度を超える 以上の原告らについては距離の遠 敷地におけるLep\*六五

本件訴訟については、

平成七年三月に結審、

等や要請限度

(昭和四六年六月二三日総理府令

8

屋外値を中心に据えて総合的に評価することが適 といった断片ごとのレベルで評価するのは相当で そして、 情緒的な被害を想定する限り、基本的には その判断については、 屋内值、 屋外值

最高裁判所において係属中である。 なお、 本件国道三二号訴訟につい 、ては、 現在、 当とされている。

累積百分率が五〇%となる騒音レベルをいう。環境基準の 音レベルを五〇個以上測定し、測定結果を大きい順に並べ、 音の評価量を把握する手法としてはL五○があるが、この 評価方法は、現在このL五〇で行われている。 L五〇は騒音計を用いて通常五秒以下の一定間隔ごとに騒 ギー的に等しく変動しないレベルで示したもの。なお、騒 する騒音の評価量の一つで、変動する騒音レベルのエネル Lep(等価騒音レベル)とは、不規則かつ大幅に変動

### (2) 西淀川訴訟等

が、 排出ガス等の差し止めと損害賠償を求める西淀川 動車から出る窒素酸化物等により健康影響を受け 速大阪西宮線(大阪市西淀川区内)に走行する自 有害物質排出規制等請求事件が提起された。 たとして、当該企業及び当該道路管理者に対し、 汚染物質と、 また、 西淀川区周辺に立地する特定の工場から出る 昭和五三年には、 一般国道四三号、 大阪市西淀川区の住民 国道二号、 阪神高

れる予定である。)

に対する損害賠償責任を否定している。 影響との間に因果関係がないとして、道路管理者 この第一次判決においては、二酸化窒素と健康

ている。 崎 訟判決と同じ内容の判決となっている。また、 いて平成六年一月に判決があり、 である川崎訴訟においても、原告のうち一部につ このほかにも、西淀川訴訟と同じ大気汚染訴訟 名古屋でもそれぞれ大気汚染訴訟が提起され 西淀川第一次訴 尼

途紹介されているところであるので、 なお、 道路環境訴訟に関する判決の詳細は、 それに譲 別 h

# = これまでの道路環境施策の動 き

たい。

# (1) 自動車単体対策 [動車交通に伴う騒音・大気汚染対策

1

自

ている(残りの第二ないし四次訴訟については、 三年三月に大阪地方裁判所において判決が出され 平成七年七月に判決が出さ 第一次訴訟について平成 さの許容限度」 酸化窒素に係る環境基準の設定等が定められた。 対策基本法」が制定され、 昭和四二年に公害対策を総合的に推進する「公害 後の高度経済成長期の環境汚染等に対処するため、 騒音規制法 この公害対策基本法を契機に、 我が国の環境問題においてもふれたとお (昭和五〇年九月四日環境庁告示 が制定され、「自動車騒音の大き 騒音、 大気の汚染、二 昭和四三年には ŋ, 戦

厚生省令)が出された。

示)等が定められた。 昭和四六年から規制が強化され、昭和五一年六 景活染防止法」が制定され、「自動車排出ガスに また、大気汚染についても、昭和四三年に「大 また、大気汚染についても、昭和四三年に「大 気汚染防止法」が制定され、「自動車排出ガスに がる許容限度」(昭和四九年一月二一日環境庁告 係る許容限度」(昭和四九年一月二一日環境庁告

þ おり、 定目標を定め、 とも一○年以内とする長期の二段階の許容限度設 なされ、 対しては昭和四九年から規制が強化されてきてお 用車に対しては昭和四八年から、 ベルの三~六割の削減を図る等の内容となって そして、 平成元年一二月には中央公害審議会の答申が 現在、 平成四~六年を目途とする短期と、 規制についても、ガソリン・LPG乗 鋭意規制の強化がなされている。 ディーゼル車等の窒素酸化物排出 ディーゼル車に 遅く

## (2) 道路対策

が出され、 12 地 に関する基準」(建設省都市局長・道路局長通達) てきたところであるが、 クの整備や道路構造の改善の範疇において実施し 「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理 道 域に 方、道路サイドにおいては、 |路端から一〇又は二〇 おいて、 良好な生活環境を保全する必要がある 幹線道路を新設又は改築する場合 昭和四九年四月一日に mの土地を道路用地 道路ネットワー

五一年には、道路緑化技術基準等も定められていたついても有効なものとなっている。また、昭和は樹帯、遮音壁等の環境保全に資する施設を設けることとした。この環境施設帯においては、得することとした。この環境施設帯」という。)として取

## (3) 沿道対策

ತ್ತ

も対策が講じられるようになってきた。ことが困難であることから、道路の沿道に対してまた、道路対策のみでは道路環境の保全をする

策の施策が創設された。 建築費等の一部負担、 買い取りに対する国の無利子融資、 五五年法律第三四号) 都市局長・道路局長通達)。また、 助成が制度化され の有料道路において沿道の住宅に対して防音工事 は すなわち、昭和五一年には、高速自動車国道等 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 (昭和五一年七月二一日建設省 が制定され、 防音工事助成などの沿道対 昭和五五年に 緩衝建築物の 市町村の土地

# (4) 環境アセスメント

の一つとされている。認められ、環境影響評価がそのための有効な手段の段階において環境への配慮が必要であることがのといいの供用後の環境対策だけでなく、道路計画

このため、

昭和四七年には

「各種公共事業に係

関する当面の措置方針」(建設事務次官通達)が関する当面の措置方針」(建設事務次官通達)が表現。というでは個々の事業ごとの手法を検討しながら環境影響調査を実施するとともに、を検討しながら環境影響調査を実施するとともに、を検討しながら環境影響調査を実施するとともに、を検討しながら環境影響調査を実施するとともに、を検討しながら環境影響調査を実施するとともに、を検討しながら環境影響調査を実施するととが決まり、る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、

は廃案等になってしまった。評価法案」の国会提出を図ったものの、最終的にまた、この間、環境庁においては、「環境影響

地方建設局及び関係公団に対し指示され

響評価実施要綱」を定め、 鑑み、 事業の実施前に環境影響評価を行うことが公害防 たが、 ととしていた。 業について、 止及び自然環境の保全上極めて重要であることに の閣議決定が行われた。この閣議決定においては、 年八月二八日に「環境影響評価の実施について」 このように環境影響評価法案は日の目を見なかっ 環境影響評価の必要性が高まり、 環境影響評価の手続き等について「環境影 環境影響評価を統 国の関与する一定の事 的に実施するこ 昭和五五

境影響評価実施要綱」(建設事務次官通達)やそ昭和六○年四月一日に「建設省所管事業に係る環その後、建設省においては、閣議決定を受け、

行われている れに基づく通達等により、 現在、 環境影響評価 か

### 2 自然環境保全対策

制が課せられている。 域内において一定の行為が制限されているなど規 なる事項を定めており、 境保全の基本理念等自然環境の保全に関し基本と 識が高まったことから、昭和四七年に自然環境保 境保護対策の充実が重要かつ不可欠であるとの認 壊が問題とされるようになり、国としても自然環 だことにより、全国各地において自然環境への破 和三二年に制定され、 全法が制定された。この法律においては、 れている。 高度経済成長期において国土全般の開発が進ん このほか、 自然の風景地の保護が行わ 自然環境保全地域等の地 自然公園法が昭 自然環

## 四 道路環境をめぐる新たな動 き

# 1 騒音・大気汚染対策の観点

(1)

総合的施策への転換

の答申 する中で、 た。 において「今後の交通公害対策のあり方について」 対策等の既存の施策を推進するとともに、 昭 この五八年答申では、発生源対策、 『和四○年代からの深刻な道路環境問題が発生 (以下「五八年答申」という。) 昭和五八年四月に中央公害対策審議会 が出され 道路構造 物流対

> 策 するべきであるとする視点が打ち出された。 沿道土地利用対策を含めた総合的施策を推 進

### (2) 総合的計画の策定

ら排出される窒素酸化物の特定地域における総量 進捗状況の把握が行われている。 0 酸 難である地域において自動車から排出される窒素 議会において総量削減計画に盛り込まれた施策の 総量削減計画の策定後には、この削減計画策定協 減計画の策定を行うこととしている。また、 を含む総量削減計画策定協議会において、 の施策の実効性を担保するため、 を掲げ、 推進⑦局地汚染対策の推進⑧普及啓発活動の推進 物流対策の推進⑤人流対策の推進⑥交通流対策の 化等②車種規制の実施等③低公害車の普及促進④ 六月及び平成五年二月に制定された(参考1)。 < (以下「自動車が法等」という。) が、平成四年 この自動車心法等では、 ・総量の削減に関する基本方針 (総理府告示) |削減等に関する特別措置法」及び、それに基づ (化物の排出の総量を削減するため、「自動車か その後、二酸化窒素に係る環境基準の確保が困 総合的に施策の推進を図るとともに、 ①自動車単体対策の強 関係道路管理者 総量削 当該 そ

市・生活型の環境問題や地球環境問題を視野に入 れた「環境基本法」が制定された。 を目的とした「公害対策基本法」に替わって、 また、 平成五年には、 従前の産業型の公害防止 都

> とや、 するため経済的なインセンティブ及び経済的なディ るため環境の保全に関する基本的な計画 保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図 究が必要であること等を定めている。 スインセンティブを与える経済的手法の調査・研 を講じること、また、 対策基本法の基本的な事項を踏襲しつつも、 「環境基本計画」という。)を政府で策定するこ この環境基本法では、 環境影響評価の推進を図るため必要な措置 環境の保全上の支障を防止 環境基準の設定など公害 (以 下 環境

進捗状況を点検し、 進捗状況を点検し、 体的目標を設定し、 果的な施策の実施のため必要な分野については具 おいては、目標に係る指標の開発を図るほ ととしている(参考2)。 とともに、毎年、 また、この環境基本法に基づく環境基本計 中央環境審議会において施策の 必要に応じ政府に報告するこ 国民各層の意見を聞きつつ、 個別の施策の計画を策定する か、 効 1=

## (3) 沿道環境整備の充実

٤ 方について (総合的施策)」 (以下 「平成七年答申」 い状況から、 経過し、いまだ道路交通騒音問題が解消していな 会において、「今後の自動車騒音低減対策のあり いう。) 上記のとおり、 改めて平成七年三月に中央環境審議 昭和五八年答申が出て一〇年が

この平成七年答申では、 が答申された(参考3)。 昭和五八年答申の基本

唱している。 空間の形成及び防音性能に優れた住居の誘導を提 りの実施を前提として、 単体対策、 策 べきとする。 総合的かつ計画的に自動車騒音問題の解決を図る 理念を踏襲しつつ、自動車単体対策、 交通流対策及び沿道対策を適切に組み合わせ 道路構造対策、 また、 そして、 自動車単体対策、 自動車騒音対策は、 道路交通騒音に強い沿道 交通流対策の可能な限 道路構造対 道路構造対 自動車

めの地域の連携の強化を提唱している。地域を中心とした基本的な方針づくり及びそのた沿道対策及び周辺の街づくりとが一体的になったかつ地域的視点からの道路交通騒音対策が必要でかっ地域的視点からの道路交通騒音対策が必要でかっ地域の連携の強化を提唱している。

すべきものともしている。

種別及び沿道の土地利用の状況により柔軟に考慮

策

交通流対策及び沿道対策の分担の関係を固定

的ではなく、

交通流の状況、

騒音の状況、

道路の

# (4) 建設省の環境政策大綱

等を行うことが定められている 関する施策の重点的、総合的推進④環境リーディ 基準等における環境に関する規定の充実③環境に 環境の創造②健全で恵み豊かな環境の保全③地球 と行政が協力して進める環境の保全・環境の創造。 b, 本理念として、①ゆとりとうるおいのある美しい の大綱が策定されている(平成六年一月一三日)。 策の展開方向等を総合的にとりまとめた環境施策 とともに、中長期的に展開にすべき施策課題と施 設省の環境施策の基本的な考え方を明らかにする 理念を踏まえ、二一世紀初頭を視野においた、 0) 環境技術開発と環境教育の充実、 環境問題への貢献と国際協力の推進を柱としてお が事業の推進を掲げ、 この大綱では、国土形成における環境政策の基 )提言(平成五年六月三〇日)及び環境基本法の 建設省としては、 推進方策としては、 「豊かな環境づくり委員会」 ①環境計画の策定②法令、 その推進体制として国民 (参考4)。 推進体制の充実 建

# (5) 環境影響評価制度の研究

を勘案しつつ、法制化を含め所要の見直しについい、その結果を踏まえ、経済・社会情勢の変化等況等に関し、関係省庁一体となって調査研究を行正な運用を努めるとともに、内外の制度の実施状国会審議過程において、「今後とも現行制度の適国会審議過程においては、環境をも現行制度の適

も、同様な趣旨が記されている。くこととしており、また、環境基本計画においてて検討」(平成五年一〇月総理大臣答弁)してい

二年間程度を目途に調査研究が進められている。(委員長:加藤一郎(成城学園長)が設置され、環境庁において「環境影響評価制度総合研究会」このような政府方針を受けて、平成六年七月、

# 自然環境の観点

2

# (1) 野生動植物の保護

野生生物については、生態系を構成する基本的をもたらすものであるが、我が国においては、鳥獣保護法に基づく鳥獣の保護が中心であり、野生生物一般について必ずしも体系的な保護施策が行生物一般について必ずしも体系を構成する基本的

の種の保存に関する法律」が制定された。 物の種の保存に関する法律」が制定されたが、我が国の野生動植物全体については体系的な取組みがなされてこなかった。このたは体系的な取組みがなされてこなかった。このため、平成四年に「絶滅のおそれのある野生動植め、平成四年に「絶滅のおそれのある野生動植の種の保存に関する法律」が制定された。

希少野生動植物種として指定し、その個体の捕獲・この法律では、国内外の保護の対象となる種を

採取・ 息地を生息地保護区として指定、 している。 響を及ぼすおそれのある行為の規制を行うことと 制するとともに、 譲渡・譲受、 必要に応じてその種の生育・生 商業目的の陳列、 生育環境等に影 輸出入を規

## (2) 建設省の緑の政策大綱

七月に 然環境が減少し、また地方部においても田園景観 都市部への集中に伴い、 なってきているが、 の変化は我が国固有の文化形成に重要な役割をに 有している。また、緑によって実感される四季折々 建設省としては、 の保全上の問題が顕在してきている現状に鑑み、 とともに、 るC2の吸収とヒートアイランド現象の緩和する 環境等の生活環境を形成していくため、 緑については、 「緑の政策大綱」を策定した。 野生生物の生育環境を確保する機能を 美しい景観を形成し、植物によ 国民が豊かさを実感できる道路 前述のとおり、 都市部において急激に自 人口、産業の 平成六年

全 道路 推進に関する「緑の基本計画」 することを基本目標としている。 この緑の政策大綱では、 河川、 市町村において、 活用に向けて施策の総合的な展開を図 公園等の緑の公共空間量を三倍等に 二一世紀初頭を目途に 緑地の保全及び緑化 を策定し、 緑の保 ゟ

った。

#### 3 地 球環境問題の観 点

### (1)国際的取組

ための行動計画が決定された。 が重要であることを明らかにしている。そして、 ける環境問題については開発の推進と援助の増強 先進国工業国における環境問題について経済成長 た は から環境保護への転換が、また、 人間環境宣言の採択やかけがえのない地球を守る 地 「国連人間環境会議」である。この会議では、 昭和四七年六月、ストックホルムで開催され 球環境問題に関して国際的な議論となったの 開発途上国にお

展を見せた。 会議の開催など地球環境問題に関する取組みは進 この会議以降、 ロンドン条約の締結やナイロビ

二日間にわたって、 は地球環境問題への取組みにおける共通認識とな 点についての議論が高まり、 の解決を重視する発展途上国との間の様々な対立 環境保全に重点を置く先進国と開発及び貧困問題 ミット)が開催された。この地球サミットでは、 イロで、「環境と開発に関する国際会議」 その後、 平成四年六月三日から一四日までの一 ブラジルのリオ・デ・ジャネ 「持続可能な開発」 (地球サ

するリオ宣言」と、このリオ宣言の諸原則の具体 そして、 な行動計画として「アジェンダ21」が併せて採 この会議において、 「環境と開発に関

的

ることとして

択され、 に参加することが必要とされている。 行動計画の策定を促すなど、 国別の行動 計画の策定と地方公共団! あらゆる主体 体の

### (2) 我が国の取組み

的参加、 進し、 この会議において、国際的な枠組みづくりの積極 する関係閣僚会議の設置」が閣議で了解された。 る。 挙げての最大限の努力により、 動計画は、 同計画に基づいて各種対策が推進されている。 地球環境保全に関する関係閣僚会議において 開発・普及の促進等の基本方針を申し合わせた。 推進を図ることを目的として「地球環境保全に関 政機関の連携を確保し、その効果的かつ総合的な る環境問題に対応するための施策に関し、 化炭素排出量が二〇〇〇年以降概ね一 化炭素の固定化等の革新的技術開発等が予測さ ○○○年以降概ね一九九○年レベルで安定化を図 まれた広範な対策を実施可能なものから着実に推 る以上に早期に大幅に進展することにより、 「地球温暖化防止行動計画」が決定され、 平成元年五月に、 ルで安定化を図ることとしている。 地球温暖化については、平成二年一〇月二三日、 さらに、 一人当たりの二酸化炭素排出量について二 観測・監視及び調査研究の推進、 二酸化炭素の排出抑制目標を、 太陽光、 地球規模で深刻な影響を与え 水素等のエネルギー、一 行動計画に盛り込 九九〇年 ①官民 現在、 関係行 技術の 一酸

12

# 五 新たな道路環境施策の推進

る。 対応した施策を以下のとおり講じることとしてい しては、 このような環境問題の動きを踏まえ、 「道路環境計画」 に基づき地域の課題に 建設省と

## |活環境の保全・ 形成

(1)

沿道環境整備制度の拡充

路においては、 である。 適した土地利用の誘導など、 体系的整備、 良好な沿道環境を形成するためには、 このため、 道路構造の改善、 次の施策を推進する 道路交通騒音が著しい幹線道 総合的な施策が必要 幹線道路の沿道に (図 4)。 道路網の

- 1 定を推進する。 進 するため、 道路対策と沿道整備を一体的・計画的に推 「沿道環境整備基本方針」 の策
- る。 ため、 沿道地域の良好な居住環境の形成を促進する 幹線道路沿道にふさわしい土地利用の実現、 背後地を含めて沿道整備計画を策定す
- 3 融資制度の貸付対象の拡大を行う。 道 背後地に対して遮音効果を有する建築物を沿 居系土地利用への転換を促進するとともに、 に誘導するため、 沿道整備計画を活用し、 道路開発資金による低利 沿道において非住

0

また、 沿道整備に関連する道路、 沿道地域の良好な居住環境を形成するた 公園 河川等の公

# 自動車排出窒素酸化物の総量削減のための施

(2)

策の推進

共施設の整備を総合的に推進する。

機関の結節点の整備等を積極的に推進する。 イパス・環状道路の整備、 自 動車が法による総量削減計画等に基づき、 交差点改良、 公共交诵 バ

## (3) 良好な生活環境の形成

おいて街並み・まちづくり総合支援事業を積極的 化等を推進するとともに、 に推進する。 の形成に資するくらしのみちづくり事業や道路緑 良好な生活環境を形成するため、 幹線道路の沿道地域に 美しい街並 み

## (4) 沿道環境保全技術の推進

<u>の</u> 開発を進めるとともに、 舗装等に関する試験施工を拡大し、 環境対策技術に関し民間と連携を図りつつ研究 層の拡充を図る。 高架裏面吸音板、 沿道環境保全 低騒音

1000

Ö

# 自然環境との調和・自然環境の再生

(整備前)

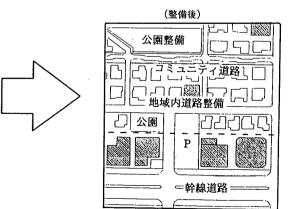
| T=

2

兀

を総合的に推進する。 ふれあうニーズも増大しているため、 が調和、 【季折々の豊かな自然に恵まれた国土、 自然環境とのふれあいに資する道路整備 自然環境と 自然と

Ŋ



住居系 非住居系 図 4 沿道環境整備のイメージ

 $\Omega$  $\Lambda$ 

⊂幹線道路

・幹線道路沿道にふさわしい土地利用の実現 道路、公園、河川等の公共施設の整備

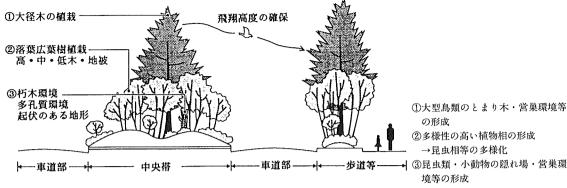


図 5

だエ

コロロ

ķ

の整備を一

層推進する の構造・

Ŏ

環として都市部において積極的にビ

オト

(3)

ライ

(仮称)

を活用

自

|然環境

٤

0)

調

和

や自

工法を取り

組

ん

(1)

自

自

然

然環境の再生を図るため

中央帯の防風林等を活用したビオトープ形成のイメージ

3

地

の

防

芷

(多様な動植物の生育空間) の形成を図る 図

(2) 自然とふれあい 親しむため の道路整備の 推 進

景勝 整備を推進する。 自然と親しむ拠点間を連絡する歩道 地 周辺の 休憩施設やそれ に付随する散策路等

するため、 察が可能な道路 IV を作成する。 体系的に自然とふ ر ا 1 の - クウ 整備 エ の考え方をまとめたマ イ等を含め れあう道づく 自然の 体感や観 りを推進 =

#### 路整備による渋滞の 0 排出量を抑制するため 地 地球温暖 球温 暖化 化 0 原因と考えられ 解 消

自

勭

車の構造改善、 ている二酸化炭素

道

0

(1)

省エネに資する道路整備の推

ソ実現等を図

3

適切

な自動

車利用

形態

推進による 12 18 よる渋滞 イ ۱٩ ス・ 解 適切な自 環状道路等の体系的 消 P 動 地 車利用 域 モ 1 ダ 形態の実現を w ₹ な道路網 ッ ク 、ス施策 図るこ 門の整備 Ó

環境アドバイザ [然環境と調和した道路整備の 制度やエコロ 推 1 -ガイド とに

により、

世

紀初

頭

12

は

約

割

程度の

エ

ネ

Jν

(2) 効率の向上を図 省資源に資するリサイクル

# 「資源に資するアスフ ト舗装や緑などの 推進

ァ

Jν

イク ルを推進する。

# 省エネシステム試験施工の推進

ネルギ 道路施設への電力の供給や融雪等を行うソーラー Ļ て重点的に実施する等積極的に展開を図 活用シ ステムなどの試験施工を遮音壁

図 6

12

お

自転車道

#### 緑の 創 造 リサイクル

4

5 てリ 街路樹等の維持管理が発生する枝葉等を堆 環境を形成するとともに、 ない 周 + 辺の自然環境と調和し、 長期的に安定した法面を整備する。 イク jν の推進を行う。 維 持管理に手間 地 域 の個性あ る道路 施化 の か

## (1)総合的な道路緑化の推進

行う。 既 であ 成 3 存法面の再緑化を推進し、 、基づき、 緑の3倍増推進年次計画」、 0 30 また、 !箇所における緑化技術の開発及び普及を 地域性に応じた多様な道路緑化 遮音壁の設置等の従来緑化が 良好な道路環境を 「緑の基本計 や 困 画 形

## (2) 木の香る道づくり事業の推進 図7。

1 周 辺 |の自然環境と調和した良好な道路環境

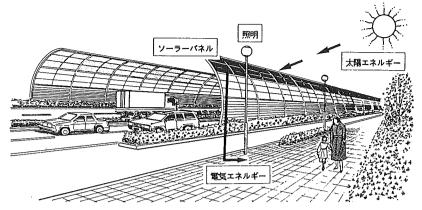
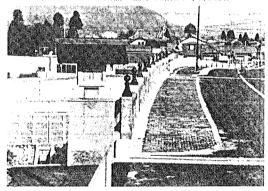


図 6 遮音壁を活用したソーラーエネルギー活用システムのイメージ

ポット苗工法による法面植栽 (高知県高知市)

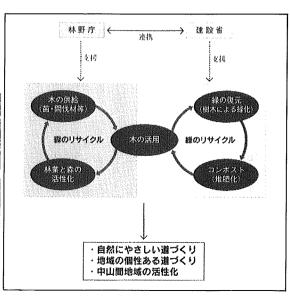


木材を活用した高欄(福井県鯖江市中野大橋)



コンポスト施設 (ドイツの事例)

図1 木の香る道づくり事業



で緑化する。 活用したポット苗工法などにより、樹木植栽で造った小段に客土を行い、潜在自然植生をの道路法面等において、間伐材や風倒木などを形成するため、森林が多く残っている地域

- 作成する。 ともに、木材利用のための技術的基準を検討、 道路構造への木材の適用範囲の拡大を図ると② 地域の個性ある道づくりを推進するため、
- 推進する。 
  の用途拡大の研究など、林野庁と連携をとりの用途拡大の研究など、林野庁と連携をとり

# (3) 緑のリサイクル事業の推進

スト施設をモデル的に設置する。持の有機肥料としてリサイクルするため、コンポ等において、公園や河川と連携し、緑化や植栽維等において、公園や河川と連携し、緑化や植栽維街路樹等の維持管理によって発生する剪定枝葉

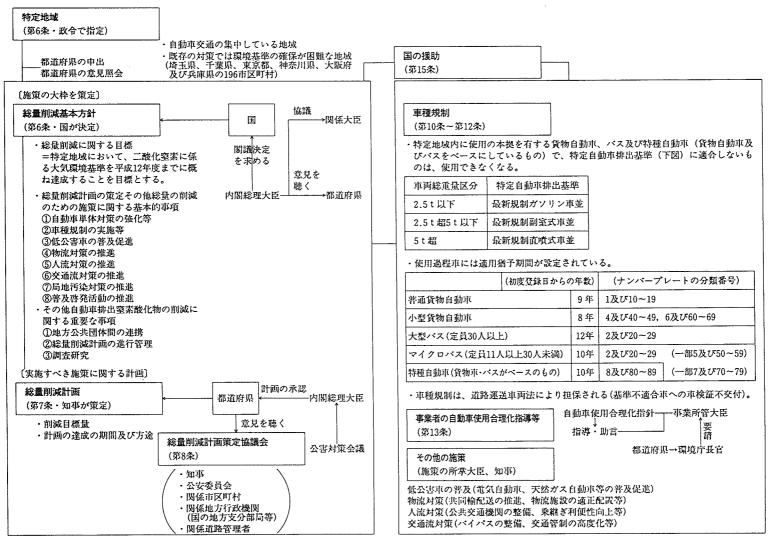
# 5 歩行者・自転車のための空間整備

を推進する。幅の広い歩道の整備、コミュニティ道路の整備等の観点から、ネットワークとしての歩道の整備、の観点から、ネットワークとしての歩道の整備、日常生活を送れるよう、「人にやさしい道づくり」日常生活を送れるよう、「人にやさしい道づくり」

# 六 おわりに

の解決に貢献する道路整備が必要である。の解決に貢献する道路整備が必要である。とのふれあいが保たれた、ゆとりとうるおいのあとのふれあいが保たれた、ゆとりとうるおいのあとのふれあいが保たれた、ゆとりとうるおいのあとのふれあいが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造するとともに、地球環境の問題、そして地球環境の問題、そして地球環境の問題、これまで見てきたとおり、騒音、大気汚染等のの解決に貢献する道路整備が必要である。

#### 参考1 自動車 NOx 法の体系図



#### 参考 2 環境基本計画の枠組み

#### 環境基本計画

#### 策定意義

21世紀半ばを展望して、環境基本法の理念を受けた環境施策の基本的考え方と長期的な 目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにするもの

#### 環境政策の基本方針

即組工

#### 基本的考え方

#### • 環境の恵沢の享受と継承 ・人類共有の生存基盤であ る有限な地球環境の維持

#### 長期的な目標 「共生」 「参加」

「循環」 「国際的 環境への負 自然と人間 公平な役割 荷の少ない との共生の 分担の下で 国際的取組 循環を基調 確保 のすべての の推進 とする経済 主体の参加 社会システ の実現 ムの実現

#### 目標に係る指標 の開発

長期的な目標の達成状況や目標 と施策との関係等を具体的に示す 総合的な指標(指標群)の開発を 早急に進め、今後、その成果を得 て、環境基本計画の実行・見直し 等の中で活用

#### 施策の展開

#### 行手 迂急 共生 参加 国際的取組 基本的な方向 基本的な方向 基本的な方向 基本的な方向 ・多様な生態系の健全性を 予防原則に基づき、経済 ・すべての主体が、公平な • 地球環境保全は一国のみでは解 社会システムにおける物質 維持・回復し、自然と人間 役割分担の下で、環境保全 決できない人類共通課題 ・我が国の能力を活かし、その国際社会に占める地位にふさわしい の循環をできる限り確保 との豊かなふれあいを保ち に関する行動に参加する社 ・必要に応じて目標や指針 共生を確保 会を実現 を設定し計画的に施策を実 • 自然と人間との共生のあ • 主体毎及び分野毎に期待 国際的取組を積極的に推進 らゆる局面において適切な される役割を明記 • 国自ら、事業者・消費者 施策を展開 個別の施策 個別の施策 ・必要に応じて目標や指針 として期待される環境保全 ・ 地球環境保全等に関する国際協 大気環境の保全 を設定し計画的に施策を実 行動に関する計画策定及び 力等の推進 • 水環境の保全 ・調査研究、監視・観測等に係る 率先実行 ・土壌・地盤環境の保全 国際的な連携の確保等 廃棄物・リサイクル対策 個別の施策 ・ 地方公共団体又は民間団体等に 個別の施策 ・化学物質の環境リスク対 国土空間の自然的社会的 各主体の役割(国、地方 よる活動の推進 特性に応じた自然と人間と 公共団体、事業者、国民、 • 国際協力の実施等に当たっての • 技術開発等に際しての環 の共生 民間団体) 環境配慮 境配慮及び新たな課題の • 生物多様性の確保及び野 • 各主体の自主的積極的行 • 地球環境保全の関する国際条約 生生物の保護管理 動の促進(環境教育・環境 等に基づく取組 ・地域づくり等における健 学習の推進、環境保全の具 体的行動、情報の提供) 全で恵み豊かな環境の確保 とその活用 共通的基盤的施策の推進 • 問題の性質に応じて、多様な手法を適切に組み合わせ、活用 環境影響評価等 規制的措置 経済的措置 社会資本整備等の事業 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 環境情報の整備・ 提供 公害防止計画 環境保健対策、公害紛争処理等

#### 計画の効果的実施 実施体制と 目標の設定 財政措置等 計画の点検 各種計画と 各主体の連 の連整 見直し **非**舆:

#### 中央環境審議会答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方(総合的施策)」(H7.3.31)の概要 **参老** 3

#### ①答由の背景

- ・道路交通騒音の低減対策については、従来から自動車単体対策、道路構造対策等の推進が図られてきたが、自動車交通量の増加等により、幹線道路の沿道地域を 中心に道路交通騒音は依然として厳しい状況である。このような状況の中、道路交通騒音の低減に係る有効な諸態策をさらに推進していく観点から中央環境審護 会へ諮問された。
- ・自動車騒音を含む交通公害対策のあり方については、昭和58年中央公害対策審議会答申において、発生源対策、道路構造対策等の既存の施策を推し進めるととも に、物流対策、沿道土地利用対策を含めた総合的施策を推進すべきである視点が打ち出された。
- ・しかしながら、10年あまりを経た現在、特に大都市地域では、産業構造、市構造及びっ生活様式の大きな変化の中で、58年答申が目指した大型車交通の分離、幹 線道路沿道の非住居化といった状況には必ずしも至っていない。

#### ⑦合後の自動車騒音低減対策の基本的考え方

自動車騒音削減対策の基本理念

自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策を適切に組み合わせて、総合的かつ計画的に道路交通問題の解決を図るべき。

· 自動車単体対策

平成7年2月28日の中央環境審議会答申等に示された低減目標の早期実現に向けて鋭意努力を行うべき。

・幹線道路沿道における住宅立地

騒音が著しい又は著しくなることが予測される幹線道路沿道においては、非住<u>居系の土地利用</u>が望ましい。また、その他の幹線道路の沿道においても、住宅供給 の必要性等から住居の立地が避けられない実態があることから、<u>住居立地に当たって</u>は、地域の特性に応じて、<u>騒音の影響を受けにくいものにすることが必要</u>。

・都市構造等の変革

環境保全の観点から望ましい交通体系を形成するためには、大都市への機能集中の抑制を図りつつ公共交通機関の整備、新たな物流システムの導入、中距離の物 流拠点間の幹線輸送を中心とした鉄道及び海運の積極的な活用を通じた適切な輸送機関の選択の推進等、自動車交通の需要を調節する<u>交</u>通需要マネジメント<u>施策</u>、 広域物流ネットワークや広域物流拠点の形成や環状道路等の整備等都市内への大型貨物車の流入を避けるための施策を、都市構造等を変革する観点から実施して いくことが必要。

このような変革を促進する手段の一つとして、諸外国において実施または計画されている経済的な負担措置等をわが国に適用した場合の自動車騒音防止上の効果 について早急に検討を開始することが必要。

#### ③今後講ずべき自動車騒音低減対策

#### イ 既設の一般幹線道路

・自動車騒音低減対策の方向と当面の目標

道路構造対策、交通流対策と沿道対策が一体となり、かつ、道路直近の地域と背後地とが一体となった、地域を中心とする自動車騒音低減対策に関する<u>基本的な</u> 方針を策定することが必要。

夜間に要請限度を超過する等騒音のレベルが高く、沿道に住居が集合している等<u>対策が比較的困難である区間を優先</u>的に各種施策を実施。

環境基準の達成になお長期間を要する区間については、21世紀初頭までに<u>道路に面して立地する住宅等の騒音を夜間に概ね要請限度以下</u>に、その<u>背後の沿道地域</u> の騒音を夜間に概ね環境基準に抑えることを当面の目標。

可能な限り道路構造対策

交通流、騒音、沿道の状況を勘案した遮音壁の設置及び副道の設置を計画的に推進。

・防音性能に優れた住宅の誘導

沿道に立地する住宅は、地域の特性に応じて、防音性能が高く騒音の影響を受けにくい建築物であることが必要。

・騒音に強い沿道空間の形成の促進

沿道整備計画の策定、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の整備手法を活用により、騒音に強い街並み形成を目指すべき。

- 既設の自動車専用道路
- ・自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策により騒音問題の解決を図りつつ、既設の一般幹線道路の施策を講じていくべき。
- 新設道路の計画時の自動車騒音低減対策
- ・道路の計画段階において、当該道路から市街地以外を通過する場合には、可能な限り人家連担部を避けることが必要。

また、特に<u>大都市園での幹線道路の新設に当たっては</u>、交通、騒音、沿道の状況等を勘案しつつ、<u>必要に応じて、半地下又は地下化を検討する</u>ことが必要。

交通流対策

・交通管理の実施

夜間時間帯の速度規制、夜間、週末における都市部への大型貨物車の進入禁止あるいは進入規制等の<u>交通規制の実施</u>を検討するとともに、<u>交通管制システム</u>、<u>信</u> 号機の高度化及び情報提供システムの整備等により騒音の低減。

・バイパス・環状道路の整備等による道路交通ネットワークの形成 沿道の環境保全に配慮しつつ、<u>道路ネットワークの整備</u>を推進

道路利用者の規節意識の確立

速度違反、過積載による違法運行等を防止し、道路利用者の規範意識の確立を図るべく、広報啓蒙活動、取り締まりを鋭意実施。

新技術の研究開発の促進

低騒音舗装、裏面吸音板等の新技術の普及に向けた研究・開発を鋭意推進するべき。

騒音の評価方法等の必要性

全国の騒音の状況を的確に評価するためのデータの収集方法等の調査体系について検討することが適当。

防音性能に優れた住居の誘導

騒音が著しい又は著しくなることが予想される幹線道路沿道に立地する住宅については、防音性能が高く騒音の影響を受けにくい建築物とすることが必要。 また、防音性能に配慮した住宅の構造・使用に関する規定及び財政的な誘導措置について検討が必要。

#### 参考4 環境政策大綱の概要

#### 環境政策の推進方策

①各分野の環境計画及び環境施策の長期計画 の作成

②法令、諸基準等の充実

③環境に関する施策の重点的・総合的推進

④環境影響評価等の充実

#### 環境に対する基本認識と環境政策の理念

健全で恵み豊かな環境を保全しつつ、ゆとりとうるおいのある美 しい環境を創造し、地球環境問題に貢献することが建設行政の本 来的使命であることを認識

#### 環境を建設行政の内部目的化

国土形成 における 環境政策

\*\*

①ゆとりとうるおいのある美しい環境の創造と継承

②健全で恵み豊かな環境の保全

理念

③地球環境問題への貢献と国際協力の推進

#### 環境政策の推進体制

- ①国民と行政が協力して進める環境 保全・環境創造
  - ・事業内容や環境保全施策などに 関する情報の適時・適切な提供
- ②建設産業における環境施策への取 組みの充実
- (3)環境技術開発と環境教育の充実
- ④推進体制の充実
  - ・環境アドバイザー制度等による 第三者の意見の積極的反映

#### ⑤環境リーディング事業の推進

- 低負荷型建築物
- 太陽エネルギーの活用 | ・都市環境計画に基づき | 雨水・排水の再利用等 により、省エネ、リサ イクル及び自然環境と の調和を図る先導的な 住宅・建築物の普及等 を図る
- ア 環境共生住宅、環境 イ エコシティ (環境共 生都市)
  - 省エネ、リサイクル、 水循環等の先導的な環 境保全・創造施策や技 術を導入しモデル的都 市環境整備を推准
- ウ 多自然型川づくり
- ・自然の川の持つ多様な 機能を尊重し、多様性 に富んだ環境の保全、 生物の良好な生息・生 育環境及び自然の川ら しい美しい風景を保全 • 創出
- エ エコロード
- ・自然との調和を目指し 形式を採用。けもの道 の確保等生態系全般と 共生を図る構造等採用
- オ 環境と共生した公共 カ 下水処理水の再利用 キ 自然生態観察公園 建築物
- たルート選定等を行い・省資源・省エネに配慮 地形・植生の大きな改 した建築材料、機材の ・下水処理水、熱、下水 | 変を避けるための構造 活用やまちなみと調和 のとれた設計、緑化を 取り入れる等、立地条 件、規模等に応じた対 策を講じる
- ・熱利用等を行う下水 消事業

**\*\*** 

- 汚泥などを資源・エネ ルギー源としての有効 利用を推進し、リサイ クル社会の実現を図る
- (アーバンエコロジー

パーク)

・小動物の生息地、代表 的な植物群落など質の 高い緑地環境の保全・ 創出を図り、人間と生 物がふれあえる拠点整 備を推准

道路環境訴訟の判例の紹

# 特 集 環境と道路の調和

# 建設省道路局道路交通管理課訟務係

# 道路環境訴訟の概要

和六一年に神戸地方裁判所で言い渡された、国道 四三号騒音排出ガス差止請求事件の判決が最初の 動等について、それらと沿道住民の健康被害に いて争われているものが代表的なものである。 道路環境訴訟の判決としては、大型訴訟では昭 わゆる道路環境訴訟は、大気汚染、騒音、 振 つ

から、差止請求、騒音・振動、 道路建設差止仮処分事件、 の論点に分けて、紹介することとする。 た高速道路の建設差止事件の決定である阪神高速 本稿では、国道四三号訴訟、それ以前に出され 西淀川訴訟、 排ガスのそれぞれ 川崎訴訟

判決となる。

# 差止請求の検討

#### 1 はじめに

形をとっており、またその差し止めを求める根拠 くつか判断が下されている。 も人格権や環境権等を主張し、それらについてい 音等の差し止めを請求している その請求の方法は道路管理者の不作為を求める 道路環境訴訟においては、すべて大気汚染や騒

#### 2 裁判例

# (1) 一 一神戸地裁尼崎支部決定) 阪神高速道路建設差止請求事件(S四八・五・

号に接して又は上部に建設されることとなった阪 般国道四三号沿線に居住する住民らが、四三

人」であり、「判決」に当たるのが「決定」であ

処分申請を行った事件である。 神高速道路大阪西宮線の建設差し止めを求め、 仮

るのが「申請人」、「被告」に当たるのが「被申請 がある。仮処分申請事件の場合は「原告」に当た 場合も必ず本訴を起こして正式な判決を得る必要 うことが相当困難になってしまう場合において、 で「仮の処分」であるので、仮処分が認められた 防ぐために行われることが多い。仮処分はあくま て行うものであり、通常、家屋明け渡し訴訟等を が侵害されてしまい、その後では権利の回復を行 本来の裁判の判決を待っていたのでは自己の権利 行う際に裁判中に当該家屋が第三者にわたるのを 本訴の前に簡易迅速な手続きで裁判所が決定をもっ (仮処分申請とは、民事訴訟の一つであるが、

障害が発生し、 や排出ガスも倍増するほか、 被害を受ける」として工事の禁止を求めた。 よって自動車交通量は倍増し、 その差止請求の内容は「本件高速道路の建設に また、工事中の騒音、 日照、 これに応じて騒音 通風、 振動により 電波の

維持し、 「人格権」「環境権」に基づくものとしている。 差止請求の根拠としては、 裁判所は、この請求に対し 平穏な環境を享受する権利「生存権」 健康で快適な生活を

- 1 を進めなければならない。 開通後、 被申請人 (阪神高速道路公団) 一定限度を超えないように建設工事 は本件道路
- 2 備 交通規制等の措置を執らなければならな この基準を超えた時は直ちに道路整

後、

3 ばならない。 量を一日当たり一五万台以下に制限しなけれ H 毎年一 四三号と阪神高速大阪西宮線の合計交通 回の交通量と騒音値の測定を義務づ

と決定した。

その理由としては

1 する。 当に保持することを目的とし、 居住環境に関する権利 は 現在の利益を正 占有権に近似

2 住民が住居と直接関わりのない地域環境に

> 3 境を悪化させた者は、不法行為者として賠償 に保護されるべき法益であり、不当に住居環 責任を負う。 住民が現に享受している環境利益は、 正当

ついて、その保全を求めることは許されない。

4 有している。 に防止し得る 住居環境への不当侵害を事前に拒絶し、 現に環境利益を享受している住民は、 「環境利益不当侵害防止権」を 未然 その

とした。

#### (2) 神戸地裁判決] 国道四三号事件 第一 審 S六一・七・一七

ある。 及び損害賠償を求めて神戸地裁に提訴したもので の兵庫県内の沿線住民が騒音、 通できるようになったため大阪神戸線と称する) 阪西宮線が完成し、神戸西宮線と大阪西宮線が直 前述の阪神高速の仮処分事件の決定から約三年 国道四三号及び阪神高速道路大阪神戸線 排ガスの差し止め、 夭

差し止めを求めた 原告らはやはり人格権及び環境権に基づきその

判決は、

の範囲も特定しないものであるから不適法として の差し止めを求めるものであり、その不作為を求 める具体的行為を特定せず、また被告各自の義務 「本件差止請求は、 原告らに対する侵害の結果

> 特定であるから却下し、さらに、 却下されるべきである。」とし、 れる差し止めを満足する方法を以下のとおり列挙 民事訴訟によることの不適法性を確認した。 請求の趣旨が不 いくつか考えら

1

することとなるものであるから民事訴訟と ないしその新たな発動を求める請求を包含 は不可避的に道路行政権の行使の取消変更 少やシェルター しては不適法なものである。」 「道路管理権の行使として、 化等が考えられるが、 道路幅員の減 それ

2 しては不適法である。」 発動を求めるものであるので、 供用の廃止もあるが、これらも行政処分の 「道路行政権の行使として、 路線 民事訴訟と の廃 岞

するものであり、 的欠陥を指摘するものが多数存在する。」とした。 なく、逆にその存在を否定したものは数多く存在 の根拠がなく、その存在を認めた裁判例は一つも 要もない。」とし、 解釈上これを認めることもできず、また認める必 私法上の権利として承認されていないものとして 「人格権は実定法上の根拠を欠くものであって、 以上のように、第一審判決では差止請求を不適 また、差し止めを求める根拠の権利については、 学説上も環境権概念のもつ致命 環境権についても、「実定法上

ついてもその権利の存在を否定したものになって

法なものとして却下したうえ、

人格権、

## (3) 国道四三号事件 (第二審 H四・二・二〇大

阪高裁判決

請求について新たな判断が出された。 とも原判決を不服として控訴し、その判決で差止 前記の神戸地裁の判決につき原告、被告の双方

した。 の違法な侵害がある場合でなければならない」と ためには少なくとも原告らに属する排他的な権利 を求めているものであり、この請求が認められる 侵入させて、 音等を、一定数値を超えて原告らの居住敷地内に が本件道路を走行する自動車によって発生する騒 いという、いわゆる抽象的不作為による差し止め 「原告らの請求は要するに被告らに対し、被告ら 自動車の走行の用に供してはならな

構成されるに値する。」とし、人格権を本件差止 れる場合でなければならない。としている。) め 請求の根拠となり得るとした。(もっとも差し止 人の地位は、 する利益を有し、かかる人格的利益の保障された なお、 さらに「人は平穏裡に健康で快適な生活を享受 が容認されるのは侵害が基本的に違法と判断さ 環境権については否定した。 排他的な権利としての人格権として

めるものではないとし、 実行為も想定できるところから公権力の発動を求 原告らの請求は物的整備の設置等の事 民事訴訟上の請求として

許容されるとした。

これらを総合し、「原告らの差止請求はその主

い。 \_\_ るのであるから、趣旨の特定に欠けるところはな らにおいて何がなされるべきかを明らかにしてい 張する保護法益(人格権)、差し止めとして被告

「そしてその実効のために、

どの手段を選ぶかは

のである。」 間接強制という最小限度の方法の裏打ちは存する 「なお、強制執行の方法については、少なくとも てそれが尊重されなければならない。」 本来被告らの領域の選択の自由に属することであっ

忍すべき限度を超えているものではないとし、差 求の関係では、原告らの被害は未だ社会生活上受 であるとし、本件道路の公共性と比較し、 として、差止請求自体は適法であることを認めた。 止請求を「棄却」した。 そして、原告らの被害は生活妨害に止まるもの 差止請

# (4) 西淀川訴訟第一審判決(大阪地裁H三・三・

二九判決

汚染物質により健康等の被害を受けたとして、大 速道路公団に対し、それぞれから排出された大気 する企業一○社、道路管理者である国及び阪神高 相続人らが、同区及び隣接する地域に事業所を有 健康被害補償法による認定を受けた患者及びその 西淀川訴訟は、 大阪市西淀川区に居住し、 公害

> のである。 気汚染物質の排出差止及び損害賠償を請求したも

した。) (なお、 企業は平成七年三月二日原告側と和 解

めるものであるが、原告らの請求では、 を一定の数値以下の状態となること(結果)を求 為)により、原告らの居住地においての汚染濃度 Ł 却下を免れない。」とした。 い。したがって、原告らの請求は不適法であり、 被告らが履行すべき義務の内容が特定されていな おいて如何なる行為をなすべきか明確ではなく、 |原告らの右請求は一定の結果を生じさせないこ その中における差止請求についての判断 即ち、被告らが何らかの措置を行うこと(作 被告らに

# (5) 川崎訴訟第一審判決(日六・一・二五横浜地

裁川崎支部判決

患者や相続人らが、川崎市川崎区に事業所を有す ものである。 大気汚染物質の排出差止及び損害賠償を請求した 気汚染物質により健康等の被害を受けたとして、 高速道路公団に対し、それぞれから排出された大 る企業一三社、及び道路管理者である国及び首都 いて居住し、公害健康被害補償法の認定を受けた 川崎市川崎区及び同市幸区に過去又は現在にお

"被告らあるいは強制執行に当たる執行機関が、 その中における差止請求についての判断は、

あり、 べきである。」として本件差止請求を不適法とし 訟物ないし訴訟上の請求が特定していないと解す されるものであると判断することも事実上困難で 態が生じたか否かを認識することが極めて困難で 原告らの居住地において、 なすべきか明確でなく、 きであり、また、被告企業らがどのような方法を あることから原告の請求の実現は不可能と言うべ 告企業らの事業所あるいは本件道路のみから排出 仮に認識が可能であっても、 本案判決の対象となる訴 請求の項記載の違反状 違反状態が被

#### 3 まとめ

て却下した。

部分を紹介したが、四三号控訴審判決においては、 はじめて「請求の趣旨は特定されている」として、 「棄却」の判断がなされた。 道路環境訴訟における判決の差止請求にかかる

を待っているところである。 この裁判については現在最高裁の最終的な判断

# 三 道路騒音に関する国道四三号訴訟判 決における判決理由抜粋

国道四三号訴訟の第一審判決は昭和六一年七月一 ○日に言い渡された。 七日に言い渡され、 道路騒音・ 振動に関する訴訟として代表的な、 第 一審判決は平成四年二月二

限度を上回ることさえ少なくないことが明らかで 地点及び時間帯において環境基準を上回り、 値は七○ホン前後であって、ほとんど全部の測定

要請

ある。 その中での騒音に関する記述は以下のとおりで

第二審判決の理由要旨を並べて記すこととした。 に関する項目ごとに第一審判決の理由要旨、 本稿では争点をわかりやすくするために、 次に 騒音

# 1 本件道路端における騒音の実情

合して以下のように判示された。 本件道路端における騒音の実情は各種証拠を総

(第一審判決

余り、 が七○ホン前後から八○ホン余り、昼間が七○ホ 減少いずれの傾向をも示さず、ほぼ横ばいの状態 返しているものの、 道路端における騒音レベルは、 を示し、その平均値は、 八〇ホン、夜間が六〇ホン台から七〇ホン台の間 ン台から八○ホン余り、夕方が七○ホン前後から 日曜や年末年始の一部の期間などを除いて、朝方 であり、各時間帯ごとの騒音レベル (L五〇) し四九年ころから現在まで若干の幅で増減を繰り 少の差があり、その測定が開始された同四七ない 本件各市内 (尼崎、 夕方及び夜間が六○数ホン、二四時間平均 右期間全体を通じては増加 西宮、 朝方及び昼間が七〇ホン 芦屋、 測定地点により多 神戸) の本件 は、

ある。一

(第二審判決)

第一審判決と同じ。

# 聴覚障害について

とおり判示し、一、二審ともその可能性を否定した。 原告らが訴えていた聴覚障害については以下の

(第一審判決)

囲などによって相違があるが、各種機関や研究者 象とする集団の範囲、 保護の目的とする聴力損失の範囲、その保護の対 ざるをえない。」 との因果関係を認めることはできないものといわ 本件道路騒音と原告らの聴力に関する前記の愁訴 その蓋然性はほとんどないことが明らかであり、 生じたり、難聴になるなどのおそれは極めて低く、 考慮すると、 やその時間(外出や居宅内での生活時間など)を があるが、原告らの現実の生活における居住場所 音暴露を受けた場合、聴力に影響の生じるおそれ 端において長時間かつ長期間にわたって、 推奨されているところ、これによれば、 などにより、ほぼ七○ないし九○ホンのレベル 音レベルの許容基準を設定するについては、 「(各種証拠を) 総合すれば、 本件道路騒音によって聴力に影響が 許容値に見積る安全幅の範 聴力保護のための騒 本件道路 その騒 その ゕ゙゚

## (第二審判決)

されたとするには、 本件道路からの騒音が原因で聴力低下がもたら ないので、原告らの供述や主観的な訴えのみでは、 らは聴力障害に関する診断書等を一切提出してい えられないといわなければならない。また、 すると、本件道路からの騒音によって少なくとも 「(第一審における認定事実、 恒常的な聴力低下や難聴になる可能性は、殆ど考 証拠不十分といわざるを得 各種研究等を) 原告 考慮

# 睡眠妨害について

3

あるとした。 道路騒音の因果関係を認めることができるものも 二審とも原告のなかには条件次第では睡眠妨害と 眠妨害については以下のとおり判示し、一、

## (第一審判決

浅化、 程度のとらえ方の相違により、 ベルにも差異があり、 は未だ不十分であることから、 に解明されつつあるが、 生じることやその騒音レベルとの関係なども次第 各種の研究により、 めの騒音レベルの許容基準を設定するについては、 「(各種証拠を)総合すれば、 睡眠中の生理的変化等が騒音の影響として 就眠妨害、 各種機関や研究者などによ 右影響の持つ意義の解明 睡眠妨害を避けるた 許容される騒音レ 覚醒、 睡眠妨害の内容や 睡眠深度の

> 果関係を認めることができるものもあるというべ 関する前記の愁訴の中には、 中にはその睡眠をとる際の条件いかんでは、 ど)約三○ホン台であるとみられるから、原告の 場合など)六○ホン台、最低で(本件道路から離 道路騒音によって、 れた防音工事施工後の居宅で窓を閉鎖した場合な 路に接する防音工事施工前の居宅で窓を開放した 原告らの居宅内の騒音レベルは、最高で(本件道 五〇デシベルなどの値が推奨されているところ、 四〇ホン、あるいは低周波六〇デシベル、高周波 のあることが明らかであり、原告らの睡眠妨害に 夜間の屋外騒音レベルを、 睡眠に対する影響を受ける者 本件道路騒音との因 Leg三〇ないし 本件

# (第二審判決

きである。」

して、 に深刻な睡眠妨害を及ぼしていると断ずることに ベル (A)) からすれば、 つ 五〇値で最高四三デシベル (A)、平均三五デシ とは言い難い状況にあると言わざるを得ない。そ 特に量-影響関係については未だ十分解明された 「騒音の睡眠に対する研究は、全証拠によっても、 いては、 夜間の室内で窓を閉めた場合の騒音値 疑問が残る。 本件道路騒音が原告ら  $\widehat{\mathbb{L}}$ 

るから、 夜連続して時に激しく変動しながら続くのであ もっとも道路騒音は一日二四時間休むことなく このような経験を重ねることによって原

日

ていくところも容易に理解できる。 告らの本件道路からの騒音に対する不快感が高まっ

ける夏期などを考えると、 程度軽減されていることが認められるが、窓を開 めることができる。 騒音によりなんらかの睡眠妨害を受けていると認 生活形態等によっても異なるが、 なお、 右の意味において、原告らは、その家屋構造や 住宅防音工事によって騒音の被害はある 防音工事によって睡眠 本件道路からの

## 4 その他の身体的影響

妨害が解消したとまでは断じ難いものである。」

が、二審では被害を総体として把握するにあたり、 下のとおり判示し、 つの要素として斟酌する必要があるとした。 原告の訴えるその他の身体的影響については以 一審では因果関係を否定した

## (第一審判決)

関係は明かでないといわざるをえない。」 騒音と原告らの健康に関する前記の愁訴との因果 騒音が様々な生理的影響をもたらすことが知られ ついては未だ十分に解明されておらず、本件道路 ているものの、 「(各種証拠を) その仕組みや健康への影響などに 総合すれば、 各種の研究により、

## (第二審判決

訴えている個々の頭痛、 「原告らに負荷されているストレスと、 胃腸の不調、 高血圧等の 原告らの

あたり、一つの要素として斟酌する必要がある。」の問に因果関係を是認するに足る証拠はないといる可能性を考えるとき、こうした状況下にあるこる可能性を考えるとき、こうした状況下にあることは、本件における被害を総体として把握するにとは、本件における被害を総体として把握するにとは、本件における被害を総体として把握するにとは、本件における被害を総体として斟酌する必要がある。」

# 5 精神的影響

認めることができるものもあるとした。二審とも不快感・情緒的影響について因果関係を

## (第一審判決

「(各種証拠を)総合すれば、騒音に対する不快感・「(各種証拠を)総合すれば、騒音に対するが、各種の調査によれば、室内の騒音レベルが三五ホンから五〇ホン台で過半数の人々がこれを訴えているものであるから、本件道路騒音によっても右影響が生じることが明らかであり、原告らの精神的影響に関する前記の愁訴の中には、本件道路騒音との因果関係を認めることができるものもあるというべきである。」

## (第二審判決

えるのはそれなりに理解できないではなく、こう沿道住民が、苛立ちや不快感等の情緒的被害を訴「日夜騒音に曝されて止むことのない渦中にある

h ある。 体となって被害を与えているとみるのが相当で 腹立たしさや怒りが持続するなどこれらの被害は その妨害音が消えてもなお、 に精神的被害を伴っており、 などの各種被害とそれらの悪循環は、 特別の精神的緊張を余儀なくされるわずらわしさ ことも、 互いに密接に関連したものであって、 して会話が妨害される等の障害を克服するために した苛立ちや不快感や毎日繰り返されることによ さまざまな心理的影響が生じる可能性のある もとより否定できないところである。 しばらくは騒音への 一旦妨害されると、 各被害と一 当然一般的 7

# 6 会話等の聴取妨害

るものもあるとした。し、これについても因果関係を認めることができし、これについても因果関係を認めることができ

## (第一審判決)

話等の聴取に支障を生じる者があることが明らかではその騒音レベルが四○ホン以下ではほとんどではその騒音レベルが四○ホン以下ではほとんどにるものであり、原告らの中にはその時間帯や居影響が増大し、五○ないし六○ホン台で支障が生態の条件いかんでは、本件道路騒音によって、会の条件いかんでは、本件道路騒音によって、会にの条件いかんでは、本件道路騒音によって、会にの条件いかんでは、本件道路騒音によって、会に、をはいいでは、、

めることができるものもあるというべきである。」の愁訴の中には、本件道路騒音との因果関係を認であり、原告らの会話等の聴取妨害に関する前記

## (第二審判決)

ることは相当でない。」
る人との会話の聞き取りに支障はなかった。」とる人との会話の聞き取りに支障はなかった。」との記載がなされていることが認められるが、だかの記載がなされていることが認められるが、だかの記載がなされた六戸の総ての原告宅において、「検証が実施された六戸の総ての原告宅において、

# 7 思考等の妨害

一、二審とも、認めることはできないとした。思考等の妨害については以下のとおり判示し、

# (第一審判決)

「(各種証拠を)総合すれば、各種の調査によって、 騒音レベルが五○ホン台で作業能率の低下を訴え なものにとどまるものとみられ、現実に影響を受 なものにとどまるものとみられ、現実に影響を受 がであるから、原告らの前記精神的影響に関する かであるから、原告らの前記精神的影響に関する かがあるから、原告らの前記精神的影響に関する かであるから、原告らの前記精神的影響に関する かであるから、原告らの前記精神的影響に関する かであるから、原告らの前記精神的影響に関する かであるから、原告らの大震であることはで との本件道路騒音との因果関係を認めることはで との本件道路騒音との因果関係を認めることはで との本件道路騒音との因果関係を認めることはで

## (第二審判決)

めることは困難と言わざるを得ない。」的影響とは別個の読書、思考、学習等の妨害を認い程度であるとの実験結果からすると、前記精神ン程度であるとの実験結果からすると、前記精神

# 8 騒音まとめ

である、 音が受忍限度を超えているものと認めるのが相当 距離が二○m以内の原告について、道路からの騒 わらず、 けるLegが六五以上の原告は距離の遠近にかか 受忍限度を判断し車道端から二〇m以内の原告に る影響並びに排ガスによる精神的影響に限定して られないとし、一審では睡眠、 程度を認め、⑤会話等の聴取妨害については条件 では自立神経失調症につき斟酌する必要があると 他の身体的影響については一審では否定し、二審 は条件次第では睡眠妨害が起きうるとし、③その いてはその可能性を否定し、②睡眠妨害について ついて損害賠償請求を認め、二審では、 いかんでは認め、 四三号訴訟の第一、二審では、 ④精神的影響については一、二審とも不快感 とした。 Legが六○を超える原告らについては ⑥思考等の妨害については認め 会話、 ①聴覚障害につ 精神に対す 敷地にお

# 決における判決理由抜粋四 道路振動に関する国道四三号訴訟判

では、影響があるものもあるが、原告らに共通審では、影響があるものもあるが、原告らに共通 「審では、直接の影響は否定したが、被害の総体 「一審では、直接の影響は否定したが、被害の総体 「大きない」では因果関係は認められないとし、 「大きない」では以下のとおり判示し、一

# (第一審判決)

が、 はない。」 ほどのものではなく、 因果関係を認めることができる被害といえるもの に関する前記の愁訴の中には、 あることが明らかであるから、原告らの道路振動 これらの影響が生じるレベルには達しないもので 影響が生じる場合もないとはいえないものである ぼすことがあり、さらに一部の地点では睡眠への によっては不快感、 「各種証拠を総合すれば、 本件道路振動との因果関係を認めるに足りる証拠 いうことはできず、その他の生理的影響が生じる もあるが、これらの被害は原告らに共通のものと 他方、場所によっては本件道路端であっても 迷惑感などの心理的影響を及 家屋への被害については、 本件道路振動は、 本件道路振動との 場所

## (第二審判決)

差し支えないと考えられる。」
に対し被害感を持っていることはもとより体を独立の被害として認定できなくとも、被害の体を独立の被害として認定できなくとも、被害の体を独立の被害として認定できなくとも、被害の

# 訴訟判決における判決理由抜粋五、大気汚染に関する西淀川訴訟、川崎

示された。(係)及び国・公団の責任について以下のように判係)及び国・公団の責任について以下のように判訟につき、大気汚染と本件疾病との関係(因果関

# 大気汚染と本件疾病との関係

1

(西淀川

「(各種証拠により) 以下の事実がいえる。

- 汚染地域であること。 西淀川区は我が国でもトップクラスの大気
- ② 認定患者数と対象人口比は全国一の高率で

あること。

- ③ 公健法は制度的割り切りをしていること。
- 後学調査においては、そのほとんどにおいて④ 昭和三○年代後半から昭和四○年代前半の

一致して持続性せき・たん有症率と二酸化硫

認めていること。 黄及び大気中粒子物質との間に強い関連性を

依然みられること。
──依然みられること。
代後半の疫学調査においてはほぼ右の関連が粒子物質の濃度が顕著に減少した昭和四○年。
──大気汚染対策により二酸化硫黄及び大気中

4

が存在しないこと。」が全国一の高率である現象を説明し得る仮説の 大気汚染以外に、認定患者数と対象人口比

るのが相当である。」
高濃度の二酸化硫黄、浮遊粉じんにあったと認め管支炎、気管支喘息及び排気腫の原因は同地域の昭和四○年代にかけての西淀川区における慢性気昭和四○年代にかけての西淀川区における慢性気

ない。」とした。と本件疾病との相当因果関係を認めるには至ら中の二酸化窒素単独あるいは他の物質との複合中の二酸化窒素単独あるいは他の物質との複合

#### (川崎)

認定事実を総合すれば、

- ① 本件地域が二酸化硫黄による全国でも有数
- とされていたこと。 汚染の程度を基準として定められた指定地域② 公健法により硫黄酸化物を指標とする大気
- ③ 硫黄酸化物の疫学調査については、昭和三

気汚染と本件疾病の発症・増悪との間に相当な因

○年代から同四○年前半の疫学調査では、概

あったと評価していることが認められること。昭和六一年専門委員会報告は昭和三○年代がの同四○年代においては、我が国の一部地域で慢性閉塞性肺疾患につき、大気汚染のレ域で慢性閉塞性肺疾患につき、大気汚染のレ

は、本件疾病が相当期間の暴露により発症する。」 一定をが否定できないことも考慮して昭和五○年代 に相当期間継続して本件地域に居住あるいは勤 前半頃までに慢性気管支炎、気管支喘息及び肺気 が否定できないことも考慮して昭和五○年代 の二酸化硫黄による大気汚染を原因として発症 をの二酸化硫黄による大気汚染を原因として発症 は、本件地域における高 がおっては、本件地域における高 がおっては、本件地域における高 があると解するのが相当である。」

【(窒素酸化物については)現在の大気汚染が総体していること等から、現状の二酸化窒素による大気汚染がかなり改善されたと認められる現状の大気汚染がかなり改善されたと認酸化硫黄による大気汚染がかなり改善されたと認酸化硫黄による大気汚染がかなり改善されたと認められる現状の大気汚染がかなりと関塞肺疾患に対する影響は昭和三○年代ないし同四○年代の大気汚染が総体としていること等から、現状の二酸化窒素による大くで表表である。

えざるを得ない。」とした。果関係があるとまで認めることは困難であると考

# 2 被告国・公団の責任

(西淀川)

責任を判断するまでもない。」に因果関係が認められないから、被告国・公団の「先にみたとおり、二酸化窒素と健康被害との間

#### (川崎)

のとおり、本件道路からの排出量は被告企業らののとおり、本件道路からの排出量は被告企業らののとおり、本件道路からが出につき関連共同性が認め難い本件道路からの排出につき関連共同性が認め難い本件道路からの排出につき関連共同性が認め難い本件道路からの排出につき関連共同性が認め難い本件道路からの排出については、前記認定説示のとおり、本件道路からが表してはできない。」

の道路に関する責任を認め得ない。」できないから、二酸化窒素につき被告国及び公団告らの健康被害との間の因果関係を認めることが「また、前記認定説示のとおり、二酸化窒素と原

# 3 排ガスまとめ

いとして、原告の損害賠償請求を棄却した。窒素酸化物と健康被害との因果関係は認められな上記のように排ガスの影響についてはいずれも

## 六 まとめ

る。 以上が代表的な道路環境訴訟の判決の要旨であ

ろである。は、騒音を主体に厳しい判断が下されているとこは、騒音を主体に厳しい判断が下されているとこそのなかでも、四三号訴訟の一、二審において

いる。の根拠として環境基準に準拠した判断がなされての根拠として環境基準に準拠した判断がなされてて、Leg六五(敷地内)を基準にしており、そ特に二審の判決は騒音の受忍限度の判断におい

るものとして最高裁に上告中である。として主張しているとおり、「維持されることが望ましい基準」であり、終局的な行政上の目標である。すなわち「環境基準を超えたからといって、ある。すなわち「環境基準を超えたからといって、るといえない」ことは判決にも示されているところであり、当該判断は、理由不備、理由齟齬があるといえない」ことは判決にも示されているところであり、当該判断は、理由不備、理由齟齬がある。

被害認定を行っており、この認定に対しても合理れも二酸化窒素と健康影響の因果関係は認められただし、四三号訴訟においては、範囲は限定しただし、四三号訴訟においては、範囲は限定したがる。の判が(四三号一、二審、西淀川、川崎)のいずの判決(四三号一、二審、西淀川、川崎)のいずの判決(四三号一、二審、西淀川、川崎)のいずの判決(四三号一、二審、西淀川、川崎)のいずの判決(四三号)の記述に対しても合理

ているところである。的に証明されているものではないとの主張を行っ

対策が求められているところである。 時代を迎え、道路管理者としてはより一層の環境れたとしても、環境問題に対する国民の関心は高まり、道路沿道の環境への配慮が強く求められるの三号訴訟については最高裁の最終的な判断を



# 特 集 環境と道路の調和

# 外かんのグリーンベルト

建設省関東地方建設局道路部道路計画第

## はじめに

連結する延長約八五㎞の環状道路である。 約一五㎞の圏域を環状に結び、東京湾環状道路と 玉及び千葉の各都県を相互に接続して、 東京外かく環状道路(「外かん」)は、 東京、 都心から 埼

首都圏における三環状九放射の道路網の一環とし 進入する自動車を「外かん」に転換させるなど 滑な分散導入を図るとともに、 速道路や一般国道等を連結して、自動車交通の円 て重要な役割を担うものであ たない自動車をバイパスさせ、さらに、 この道路は、 東京都区部に集中する放射状の高 区部に起終点を持 市街地に

計画決定され、 供用している区間は、 昭和六一年に事業化した関越自動 昭和六〇年に都市

> その大部分が埼玉県内区間である。 車道の大泉インターチェンジから常磐自動車道の |郷インターチェンジまでの延長約三○㎞であり

間と一般国道併設区間があり、和光市の一部区間 を除き一般国道併設区間となっている

埼玉県内の道路形態は、

自動車専用道路単独

*ا*ت 帯が設けられている。 の通りであり、中央に高架構造の専用部、 外かんの埼玉県内区間の標準的な断面は、 般国道二九八号の本線、その両側に環境施設 図 1

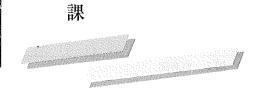
団地も数多い状況にある。 外かんの植栽は、 づくりの観点から重要な意味を持っている。 外かんの沿線は、宅地利用の地域が多く、 地域住民の良好な住環境の保全、 外かん工事の最初となった川 このため、 潤いのある 道路の緑化

は

道



ら戸田方面を望む



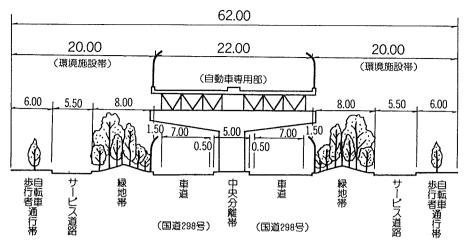


図1 外かん埼玉県内区間標準断面図

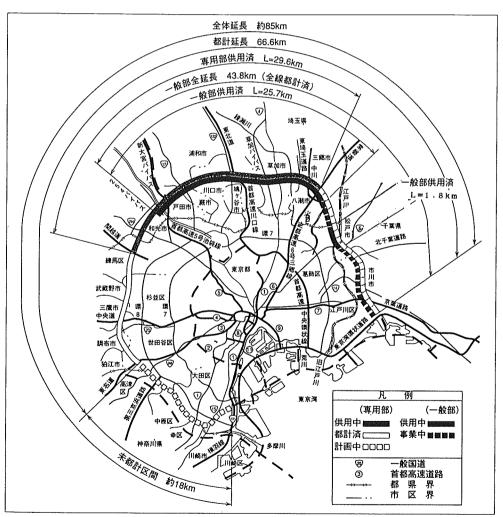
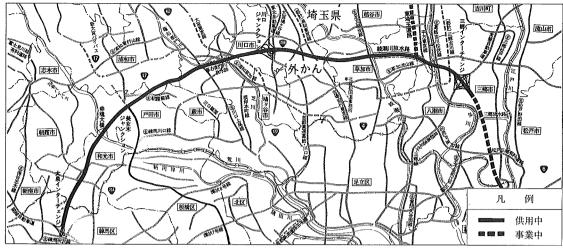


図2 概要図



m の

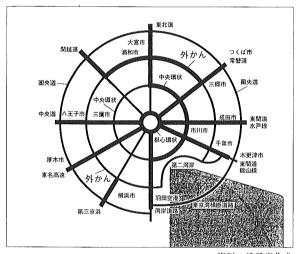
サービス道路、

幅

五.

mの街路樹などの植

東京外かく環状道路供用区間 図 3



資料:建設省作成

义 4 3環状9放射のネットワーク

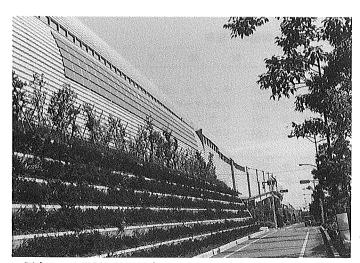


写真2 太陽電池設置写真

がなされた。 栽形式も含め、 総合的な景観整備を図る方向

付け

栽帯を含む幅六・○m自転車歩行者道からなって

# 環境に配慮した道路

関する通達」 員 環境を重視した道路構造としている点である。 環境施設帯は、 外かんの第一の特色は、 m 寅 (S48)) をほぼ全線にわたって設け、 側) 幅八· の環境施設帯 沿道環境に配慮し、 m の緑地帯、 (「環境施設帯に 幅五・五 幅

設帯に遮音壁を連続的に設置している。 対しては、 環境の保全は重要な要素であり、 スの確保が可能となっ が図られるとともに、 外かんでは省資源・省エネルギーの観点から、 専用部の高欄ならびに一般部の環境施 日照阻害を軽減するスペ 外かんにおいて、 なかでも騒音に 沿道

用や振動の軽減、 環境施設帯の設置により、 騒音減衰に必要な空間の確保 排気ガスの炭酸同化

ている(写真2)。 ざんか通り」交差点付近において試験施工を行っさんか通り」交差点付近において試験施工を行っこととしている。現在、草加市新善町地先の「さ音壁と一体型で設置し、道路照明などに利用する新たに太陽の光を利用したソーラーシステムを遮

# 2 緑地の規模

倍である。 ・外かんの緑地は、線的にも面的にもこれまでの 外かんの緑地は、線的にも面的にもこれまでの 外かんの緑地は、線的にも面的にもこれまでの 外かんの緑地は、線的にも面的にもこれまでの

# 3 埼玉県内の植栽基本方針

した。具体的には、以下の通りである。 ・大学の大阪はとしての在り方を模索を受いる。 ・大学の大阪は、地域住民と道路利用者の双方にとった。 ・大学の大阪に、地域住民と道路利用者の双方にとった。 ・大学の大阪は、地域住民と道路利用者の双方にとった。 ・大学の大阪は、地域で、自然を多く取り込んだ文化的自然環境の創造という都市緑化の ・大学の大阪は、地域で、自然を多く取り、 ・大学の大阪は、地域である。

- ① 良好な植物育成環境を作る。
- ② 沿線住民に対して快適な緑空間を提供する。
- す。 ③ 周辺部への緑環境作りの先導的役割を果た

④ ドライバーに対して精神的な安定を与える。

⑤ 道路と地域との一体化を図る。

# 三 施工箇所の例

# 川口市安行のモデル道路

1

としても用いられた。
また、植栽形式や樹木の育成等の基礎的研究の場する道路幅で延長四○○mにわたって設けられた。する道路幅で延長四○○mにわたって設けられた。
また、植栽形式や樹木の育成等の基礎的研究の場また、植栽形式や樹木の育成等の基礎的研究の場また。

多行モデル道路の植栽計画は**表1**の通りである。 を分け、両側で八つの植栽形式を採用している。 使用した樹木は、数年先の完成形の計画で比較的 使用した樹木は、数年先の完成形の計画で比較的 の樹種や植え付け時の植栽は、沿道各地域の状況に

見えない状況までになっている(写真3・4)。 
豊かな緑の空間を形成している。また、緑地帯に豊かな緑の空間を形成している。また、緑地帯に時の小さな木は大きく成長し、外かんを代表する時では、

表1 モデル道路に使われている樹種の一覧表

		樹	種	名
高 木(12種)				
植付時規格	イチョウ(落)	サワ	ラ (常)	マテバシイ(常
緑地帯高さ3.5m	イヌエンジュ(落)	シダレ	ヤナギ(落)	ヤマザクラ (落
幹周15cm	ケヤキ (落)	スタ	ジ イ (常)	ヤマモモ (常
歩 道高さ4.5m	コ ブ シ (落)	ヒヤラ	ヤスギ(常)	コ ナ ラ(落
幹周20cm				
中 木(9種)	ア オ キ (常)	カナノ	くモチ(常)	サンゴジュ(常
植付時規格	ウバメガシ(常)	キョウラ	チクトウ(常)	ツ バ キ (常
高さ2.5m	カイズカイブキ(常)	サザ	ン カ (常)	ネズミモチ(常
低 木(9種)	アジサイ(落)	クルメ	ツツジ(常)	ジンチョウゲ(常
植付時規格	アベリア(落)	クチ	ナ シ (常)	ツ ツ ジ (常
高さ50cm(4本/m²)	オオムラサキツツジ(常)	サッ	キ (常)	ハマヒサカキ(常
地 被(3種)	クローバー(落)	シバサ	· ・ クラ (落)	ノ シ バ (落

# 2 草加市旭町拠点整備地区

域に景観拠点整備地区が設定されている。埼玉県内の外かんには、沿線七市それぞれの地

草加市旭町は、

当該地区の一つであり、

沿道は

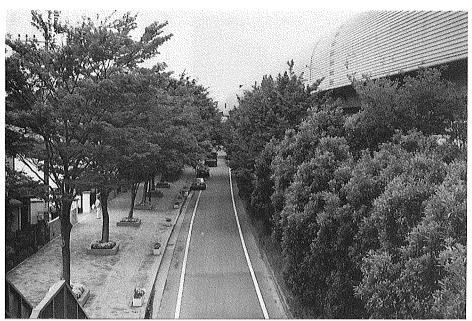


写真 3 安行モデル道路地区南側 環境施設帯

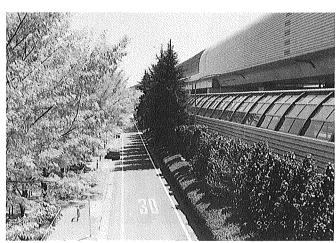


写真 4 安行モデル道路地区北側環境施設帯

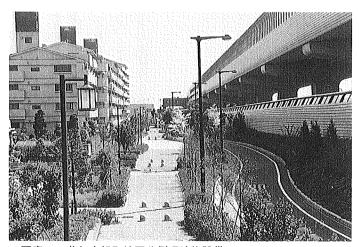


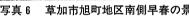
写真 5 草加市旭町地区北側環境施設帯

整備コンセプトは、\*潤いと憩いの場。とし、整備コンセプトは、\*潤いと憩いの場。とし、歩道のカラー舗装、照明灯のデザイン化等を図り、 
草加市の松並木遊歩道との連続性をもたせ、歴史 
草加市の松並木遊歩道との連続性をもたせ、歴史 
「松」や四季折々の花木をたくさん取り入れて 
木「松」や四季折々の花木をたくさん取り入れて 
木「松」や四季折々の花木をたくさん取り入れて 
本「松」や四季折々の花木をたくさん取り入れて

# 3 草加市新善町の「松の木」の保存

道路の線形を工夫し、松の木などの保存を図った マツが環境施設帯内にある。このため、 け樹木を残す工夫を行った。 百年の樹木が道路敷地内にあったため、できるだ 当地域には屋敷林などが点在しており、 当該箇所は、草加市の文化財となっているクロ サービス 樹齡数

構造とした(写真1)。





#### 四 おわりに

樹百景」に外かんが選定され、また、 報紙の「私の好きな道」(一般の方の投稿で一面 の中で効率的な管理を行うことが課題である。 管理には様々な工夫が必要であり、 平成六年の一一月、読売新聞の「新・日本街路 外かんの緑地は、 大規模であることから、 限られた予算 草加市の広 その

> Ę 生活空間として受入れられていると思われる。 しての交通機能だけでなく、 協力体制もできつつあり、 にシリーズで掲載)に外かんが紹介された。 住民のボランティアによる草花の植栽などの 外かんは、 地域の方々に身近な 幹線道路と おら

して、 かなければならないと考えている。 これからも外かんの緑地は、 より一層地域に親しまれるよう保持してい 快適な緑地空間と



写真7



#### 特 集 環境と道路の調和

# 問業 業務地における 正備についる道環境と

大阪市建設局土木部交通安全施設課長 原

富

## はじめに

害に悩まされている。 高度成長期の道路整備は、より多くの自動車を の方れており、その結果として、幹線道路のみないわれており、その結果として、幹線道路のみならず住居地区内の道路にまで車が溢れ、市民は交らず住居地区内の道路にまで車が溢れ、市民は交易をは、より多くの自動車を

求められている。しては、安心して日常生活が過ごせる道路整備がしては、安心して日常生活が過ごせる道路整備が「人にやさしいまちづくり」を目指す大阪市と

道路)を、昭和五五年の阿倍野区長池での整備をう道路整備として、「ゆずり葉の道」 (コミュニティこうした状況の中で、本市は人と車がゆずりあ

備している。かわきりに、現在まで約二○○路線、七○㎞を整

価を中心に紹介する。 「ゆずり葉の道」は一般的に、住居地域や学校「ゆずり葉の道」は一般的に、住居地域や学校「ゆずり葉の道」を開放した。 「ゆずり葉の道」は一般的に、住居地域や学校

# 老松通り(鳥居筋線)概要

戦後、大阪大空襲で戦火を免れた建築物などを貴が立ち並ぶ大阪のキタを代表する街として栄え、が立ち並ぶ大阪のキタを代表する街として栄え、であるJR大阪駅の東南部にある西天満地域内に老松通り(鳥居筋線)は、大阪市の北の玄関口



写真1 天神祭の様子



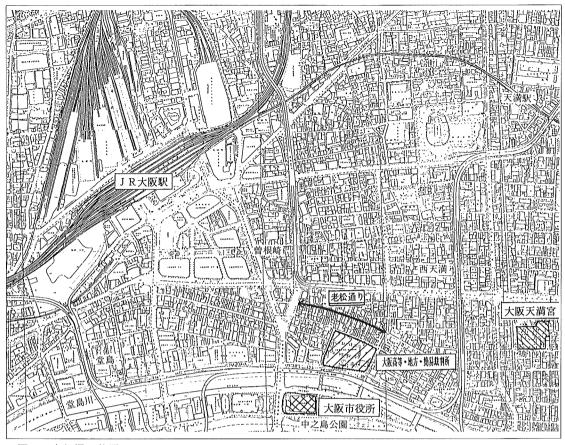


図1 老松通り位置

表 1 道路状況

場所	北区西天満4丁目		
路線名	市道 鳥居筋線		
幅 員	7.30~7.80 m		
延 長	395 m		
事業年度	平成5年		
通行規制	東行き一方通行		
	大型車両通行禁止		
その他	路側帯設置		

知られている。 知られている。 「画廊通り」として広く市民に店舗が増え、通称「画廊通り」として広く市民に

並みを形成するうえで、重要な基幹道路となって

昭和三〇年頃からは、

美術商・画廊などの

祭」の陸渡御の経路になっており(写真1)、

町

いたことから、

日本三大祭のひとつである

街づくりに取り組んでいる。

また、この通りは大阪天満宮への参道となって

重な街の財産と考え、老松通りを中心に積極的

# 整備前の状況

道路状況

自転車の通行の多い昼休みの時間帯は、交通事故行き一方通行規制となっていた(表1)。交通量は概ね二○○○台/四時間 (昼間)、となっていた。沿道施設への寄り付きの駐停車両が多く、ラッ沿道施設への寄り付きの駐停車両が多く、ラッ沿道施設への寄り付きの駐停車両が多く、ラッ治道施設への寄り付きの駐停車両が多く、ラッ

発生の危険性があり、 た (写真2)。 交通環境の改善が望まれて

# 域住民の意識

町づくりのアンケート調査がおこなわれた。 表的なものは、 その中で、 ている問題点についていくつかあげられている。 路上に駐停車車両が多い。 その報告書によれば、地域活性化のネックとなっ 平成四年に、 道路環境に対する意見が最も多く、 次のとおりであった。 地域住民が中心となり、 住みよ 代

\*路側帯内に自転車や看板が溢れてお

b,

歩きに

整備計画案に対しての代表的な意見は

写真2 整備前の老松通り

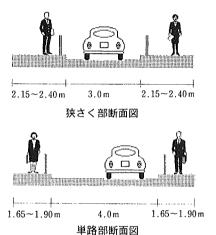


図 2 道路横断図

構造としている(図4)。

次のとおりであった。 ・照明灯は共架灯がよい。

\*駐停車できない構造は問題がある。

・電柱の整理をしてほしい。

\*

陸渡御の時にはボラードを撤去したい。

\*

四

車道幅員は、 歩道を両側にそれぞれ一・六五m~ 能な最小幅員とした 交差点付近は車道三・○○m、歩道をご 一・四〇mとしている(図2・図3)。 道路横断面構成は、 沿道の駐停車需要を考慮し、 単路部は車道四 単路部 九 0 停車可 五. O Õ m m

差点から五・○○m区間において 交差点付近の幅員は、 速度抑制効果

駐停車禁止区域となる交

近の狭さく部分のボラードについては、 山 車両の歩道への乗り上げを防いでいる。 装としている。 性を高めている(写真3)。 する視距の確保を目的として車道幅員を一・○○ ク舗装によるイメージハンプとし、交差点の視認 と歩行者のたまり空間の確保及び、 m狭くした。また、交差点内は組み合わせブロ 車の通行の支障となることから取り外しできる 歩道は町並みを考慮した組み合わせブロ さらに、ボラードを設置し駐停車 交差道路に対 天神祭の 舖

図 4 ボラード構造図 (取り外し可能)



写真3 交差点付近の整備

2

道路整備完了後、

地区交通環境研究会により沿

#### 通過交通 (4時間) 表 2

	滞留台数	通過台数	計
整備前	82	2091	2173
整備後	175	2262	2437

#### 表3 駐車台数(4時間)

	午 前	ij	午	後
整備前	139		105	
整備後	113		78	

平均速度(km/時) 表 4

	自動車	自転車	歩行者
整備前	16.3	9.1	3.9
整備後	20.9	14.6	5.3



写真4 整備前の交通状況



整備後の交通状況

## 五 整備後の評価

柱類のスリム化等をおこなった。

体の道路環境の改善を図るため、

歩道幅員が狭いことから、

歩行環境の改善や全 商店会・町会等

整

理

駐車場利用の促進、

さらに占用者との協議

積極的な協力により沿道店舗の看板や自転車の

# 交通環境の変化

交通量、ともに増加している (表2)。 整備前後の通過交通の変化は、 滞留台数、 通

度が速くなっているが、 いる 走行しやすくなったことが影響していると思われ 造に整備したためと思われる。 台数が減少し、 駐車台数及び駐車時間の変化は、全体的に (表4・写真4・写真5)。 (表3・図6)。これは駐車しにくい道路構 長時間駐車の減少は顕著に現れて 路上駐車の減少により、 また、 車両走行速 駐 車

# 元住民及び市民の評価

道の事業主や住民及び来街者を対象としたアンケー

(%) 70 60 ■事前 50 □事後 40 30 20 10 0 5 分以下 6~10分 10~20分 20~30分 時間

駐車時間別の駐車台数構成比 図 6

# 1 1時間以上

及び市民の本整備に対する評価をみた。 ト調査がおこなわれ た。 その結果から、 地 元住民

場合、 ◇利用主体からみた道路整備 道路の利用者が「通行しやすさ」 「通行するスペースの広さ」「相互間の安全

の評価をする

τ

は次のとおりであった。

が

重要な要素となっている。

それぞれの評価

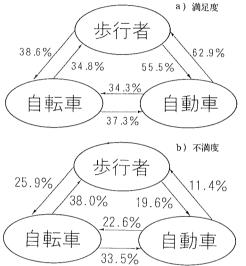
四五・三%が満足と答え、 る結果となった は四三・○%が不満があると答え、 (全被験者の中で満足、 通行するスペ は、 歩行者の五四・一%、 ースの広さ」に対する満足度 やや満足と答えた人数の 不満度を自 自動車利用者の 満足度を上回 転車利用者

図7。

割合)

70-☑ 満足度 ☑ 不満度 60 50 40 30 20 10 自動車

「通行するスペース」に対する満足度・不満 図 7 度(利用主体別)



「主体相互間の接触による安全性」 図 8 の満足度・不満度

する不満度を示す。) 主体から相手となる主体との接触等の安全性に対 満度が高くなっている 歩行者と自動車はお互いに満足度が高 「主体相互間の接触等の安全性」に 自転車と歩行者、 自転車と自動車の評価は不 (図 8)。 (図中の矢印は各 **つ** いのに対 b τ は

に不満度は自転車利用者の三〇・〇%が最も高い 満足度は、 (図9)。 で自動車利用者の五三・六%となっている。 「道路全体としての通行のしやすさ」に対す 歩道者では五七・五%と最も高く 次 逆 3

1,

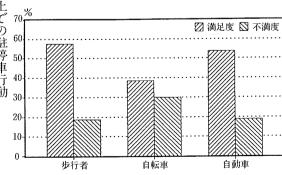
を高めるうえで効果があったといえる。 全利用主体で満足度が不満度を上回る結果となっ 「道路全体としての通行しやすさ」 この結果から本整備は道路利用者の交通環境 の評価では

関係者のグループでは、 車時間を短縮したとする回答が多い。 関係者に分けて調査した。どちらのグループも駐 る意識が高まっている 整備後の路上での駐停車 図 10 。 駐車場を利用しようとす 行動 は 来街者と沿道 また、 沿道

◇整備計画

町内会などによる回覧や説明 役員等の人からの口頭で 沿道の住民が整備計画を知った方法は (三二・七%) (四五・八%)

良いことだ(三三・三% 整備内容については となっている。



「全体としての通行しやすさ」に対する満足 度 · 不満度 (利用主体別)

良いことだが部分的には問題がある

という結果で、 整備に反対する住民は非常に少な (五四・八%)

となっていたおり、 と実際の整備後の道路の比較については 予想よりよかった 子想していた通り 工事説明等で事前にもった整備イメ 整備イメージを的確に伝える (四一·三%) (四五・七%) ージ

ことが難しいことを示している。

図10 路上駐停車行動の変化

> 道路に対しては 成については、 回答した人が全体の五九・七%を占め、 しっ が、 歩道や車道の幅やその割合など、 この道路としては適切なバランスであると 歩道や車道の幅は十分とはいえな 道路全体の構 整備後の

満足のいくものである ①五·三%

部不満はあるが全体としては及第点

良い評価を得たものと思われる。 となっており、 今回の整備は地元住民や市民から (六八・八%)

◇事業所活動への影響

事業主は次のような回答をしている。 今回の道路整備の事業所活動への影響について、

メリットとしては

\*町のイメージアップになる

\*店の前の長時間駐車がなくなり、 商売がしやす

デメリットとしては

\*商売の車が使いにくくなった。

・駐停車しにくくなって客が減る。

# おわりに

望まれている。 歩道整備の考え方は、 六m程度の歩道しか整備できない状況 しかし、 今回の様な道路では、 近年広幅員歩道の整備が 物

> があるなかでの車道空間の検討」を行政と地域で 適であるか」、また「事業所活動上の駐停車需要 歩車共存を目的とし、「どの様な歩行者空間が最 共に議論して道路整備をしている。 今回は、 七・三〜七・八mの道路幅員のなかで

から、 たと判断できる。 のことは、自動車と歩行者の空間配分が適当であっ 分離され、 観点から判断すると、自動車通行と歩行者通行が 本整備を道路環境並びに交通安全対策といっ 交通環境は非常に良くなったといえる。 駐停車車両が減少しているという結果 た

路整備ができた。 することが課題となる。 の積極的な協力が得られ、 るうえで、 地域住民の満足度の高 地域の総意として、 今回は、 非常に満足度の高い道 沿道の意見を集約 い道路整備を進め 町会及び商店会

せて、 ていくことも重要である。 取り入れた整備計画とすることが肝要であり、 いくうえで、地域の特性を理解し、 地域の道路利用のマナー 道路行政として、 道路環境整備を進めて の向上を働きかけ 地域の総意を 併

する地区交通環境研究会の方々にこの場をかりて 御礼申し上げます。 た老松町町会、 今回の整備に協力、 立命館大学の塚口教授をはじめと 支援していただい

% 40 一 沿道住民 …… 来街者 30 20 10 異なる路上を使う 月 5縮 有料駐車場 月極駐車場 以前と変わら 場 短時間でも車庫 ない 場所を変えた 時間の短縮

にある。

#### 特 集 環境と道路の調和

# 起当首员权国道服号

建設省東北地方建設局道路部道路計画課

はじめに

近年、環境に対する国際的な関心が高まり、「持 がかっているといっても過言ではない。 かかっているといっても過言ではない。 がかっているといっても過言ではない。 がかっているといっても過言ではない。 がかっているといっても過言ではない。

# 一 鬼首道路の概要

一般国道一〇八号のほぼ中間に位置する鬼首道

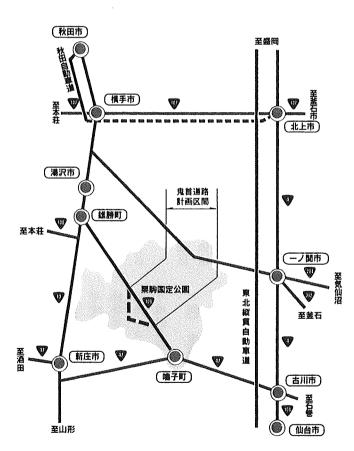


図1 鬼首道路の位置図



ドについて

800 - 標 700 - (m) 600 - 500 - 400 - 標高402m		鬼首件 東首 トンネル 標高581m	標髙820m	標高477m
o 距 離(m)	5	10	15	17
図 2 現国:	道・新国道」	<b>北較縦断図</b>		

【平成4年度】 既存資料の収集・整理 現 第1回委員会 エコロードに対する問題の 認識と提起 地 エコロード整備テーマ、 コンセプトの設定 譋 第2回委員会 対応策の整理・分類 查 第3回委員会 エコロード基本方針の設定 O 【平成5年度】 第4回委員会 問題点の抽出と 実 整備メニューの決定 施 第5回委員会 箇所別対応策の作成と 整備計画の設定 第6回委員会 整備計画の策定

図 3 調査全体フロー

。注:指定種とは9

#### 表 1 現国道と新国道の比較

路は、

宮城県と秋田県を結ぶ産業・経済交流 (図1) であるが、

の

重

は

道路線

鬼首峠付近の現

通 道

要な横断道路

区 分	現国道	新国道
区 間 延 長(m)	17,000	13,700
輻 員(m)	5.0~6.5	9.5
最小曲線半径(m)	18	150
急カーブの数	83	0
最急縦断勾配(%)	10.39	4.75
急勾配の延長(m)	3,400	0
最 高 標 高(m)	820	581

配慮した道路建設が要請されているところである。 物の宝庫となっていることから、 道路の建設工事を進めている 区間として延長一三・七 的な確保を図るため、 域に位置し、 こうした時代の背景を受けて、 しかしながら、 整備実施箇所として示されている。 自然が多く残されており貴重な動植 この鬼首道路は栗駒国定公園区 (表 1 鬼首道路は 沿道の生態系に 図 2 )。 エ

は完全に閉鎖される状態にある。 このような交通隘路を解消し、 行に支障をきたすとともに冬期を挟む約半年間 形の厳し 昭和五四年度より権限代行 ㎞の新ルートによる鬼首 Щ 岳道路であり、 道路機能の定常 安全な 道路エ 経験者、 平成四〜五年度の二箇年にわたって動植物の学識 り検討を行った。 鬼首道路をエ

# 四 鬼首道路をとりまく環境の現状と課題

コロード検討委員会」において図3のと

道路建設・管理者等で構成される

鬼

首

#### 1 植

指定種 三科四種の危急種 が るブナ林に覆われており、 に栗駒山〜神室山 鬼首道路周辺についてみると、 形成されている 地 域全体は自然性 (3注) の生息が確認されている。 一帯は有数のまとまりの (写真1~3)。 (注) の高い森林に と二八科九一 貴重な植物的自然 現在までに 恵ま ħ 種 á 0

年日本自然保護協会等)に記載されている植物種 計された道路を指し、生態学(ecology)のエコと道 2注:危急種とは? (road) のロードを組み合わせた造語 「我が国における保護上重要な植物種の現状」(一九八九 ;された道路を指し、生態学(ecology)のエコと道路生態系に配慮し、環境に対する影響を極力減らすべく設

別地域内において採取・損傷してはならないとされる植物 「自然公園法」に基づき環境庁長官により指定された特

種

# エコロード調査の概要

コ

口 1

ドとして整備するにあ

た

h

写真2 ウラジロヨウラク(指定種)



写真3 イワウチワ(指定種)



六種、

鳥類が九目二五科四二種、

昆虫類が九 哺乳類が一 物が多数分布している(写真4~6)。

鬼首道路周辺についてみると、

トンボなどの昆虫類をはじめとして貴重な動

モリアオガエルなどの両生類、

ムカシ

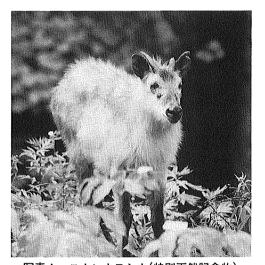
ンカモシカやオシドリ・シジュウカラなどの

目九三科五七九種、

両生類が九種、

は虫類が

ブナ林 写真1



ニホンカモシカ(特別天然記念物) 写真4

種・多様な動植物を有する国定公園内に位置して このように、 対象地域は豊かな自然に恵まれ多

確認されている。

目六八種、陸生魚類が一一科二二種の生育が

魚類が三科四属五種、

底生動物が一二

ダカワゲラ

軍沢川に生息するトワ



2

動物

栗駒山周辺は、

国の特別天然記念物のニホ

写真5 ムカシトンボの幼虫

## 配慮した道づくりを行う必要がある。 現地調査で確認した鬼首道路周辺の自然環境に 五 エコロード整備基本方針

鬼首道路の整備にあたっては、

周辺の自然環境に

していく上でも継続して取り組むべき課題であり、

していくことは、

我が国の動植物の多様性を維持

栗駒の優れた自然景観や動植物を保護保全

を整理した(表2)。 マとコンセプトを図4のとおり設定し、 配慮した道路整備を行うため、 鬼首道路の整備テー 基本方針

トンネル掘削時に発生する汚濁水は、 う、 工事中に於いて、 を設置し汚濁物質を取り除く。 幹部に防護板を設置 周辺の樹木が損傷しないよ 沈殿槽

1 構造物 盛土箇所を橋梁形式にすることにより動 横断路を確保。 業区間延長の六一%と高比率。 (トンネル (7橋)

自然を保護・保全する道路構造物の採用 7 橋梁-17 比率が事 (写真1)

#### 図 4 整備テーマとコンセプト

10 ŧ 自 然 1: b ゃ \$ L <

〈対応策内容について〉

- ●自然と調和した道 ・道路建設による自然環境への影響をできる だけ小さくして自然との調和を図る。
- ●自然をまもる道
  - ・自然植生の育成や回復、自然な水辺環境の 保全や再生に努め、野生動物の活動空間を 保全する。
  - ・自動車による交通禍が発生しないような施 設を整備し、動物の安全にも配慮する。
- ●人と自然の出会いの道
  - ・優れた自然に接する休憩施設の整備

#### 表 2 鬼首道路のエコロードに関する基本方針

物 0

2

貴重種の採取、

損傷の防止・工事による影

響の軽減

整備コン	セプト	基本的視点	基本方針	対 応 策 内 容
	自然と調和		<ul><li>○植物の保護・保全</li><li>○道路による動物行動圏の分断の回避</li></ul>	○自然を保護・保全する道路構造の採用…① ○貴重種の採掘、損傷の防止…② ○植生を保護・保全する林套の形成 ○けもの道の確保(動物誘導柵の設置を含めて)…③
人にも自然	自然をまもる道	自然をまもる	<ul><li>○道路構造物や通行車輌による動物の事故発生防止</li><li>○走光性動物の生息阻害の回避</li><li>○水辺のビオトープ*の保護・保全</li></ul>	○鳥類の飛行高度確保のための樹林…④ ○動物誘導柵の設置…⑤ ○脱出可能な側溝、桝の設置…⑥ ○「動物注意」の標識の設置 ○誘虫性の低い光源の採用…⑦ ○トンネル内排水による河川の汚濁防止 ○工事による河川への影響の軽減
人にも自然にもやさしく	る 道	自然にかえす	○植物相・生態系・ピオトープに配慮 した植生の回復 ○水辺のピオトープの再生・創出	<ul><li>○法面の自然種(郷土種)植裁…®</li><li>○表土の保存と活用</li><li>○工事用道路の植生復元</li><li>○河川変更部における自然に近い護岸等の整備による水生動物や水生植物の生息生育環境の再生・創出®</li></ul>
,	人と自然の出	自然とふれあう	○景観への配慮 ○自然とふれあう場の創出	○景観阻害・破壊とならない構造の採用 ○景観破壊となる構造物の遮蔽 ○景観に配慮した付属施設の整備 ○自然への理解を深める休憩施設の整備…⑩
	一会いの道	自然をいつくしむ	○マナーの啓蒙	○植生・生態系・ピオトープに配慮した、自然を改変 しないルールの提案(ソフト的対応) ○住民参加の植樹祭

\*:ビオトープ (Biotop) とは野生生物の生息する空間

獣道・橋の下・トンネル上の誘導は、 道路から見てなるべく目立たないように設置。 カのジャンプ力を考慮し二・五mとし、

(5)

動物誘導柵の設置 (図1)

(図 6

カモシ

4 3 けもの道の確保 鳥類の飛行高度確保のための樹林  $\widehat{H} = \widehat{\Xi} m$ 行動範囲を確保。

盛土区間の連続する箇所で動物移動ルー なっている道路横断箇所については、  $W = \frac{W}{\Xi}$ 図 5 L= | 四· | m)

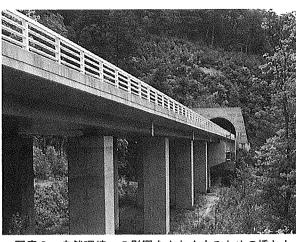


写真7 自然環境への影響を少なくするための橋とト ンネル

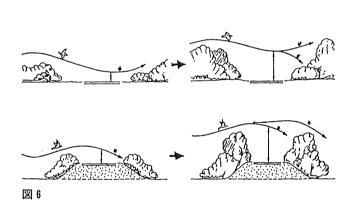
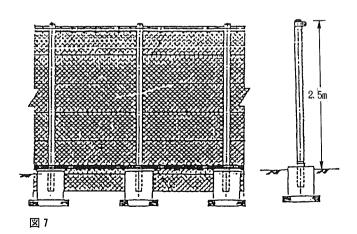


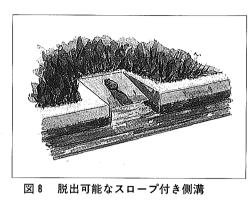


図 5 けもの道の確保



# ⑥ 脱出可能な側溝の設置 (図8)

三% L=二m ctc=二〇m) 力で脱出できるようスロープを設置(i=六



7

誘虫性の低い光源の採用

8

法面の自然種

(郷土種)

植栽

図 9

周辺の自然植生であるブナを中心に樹木を植

○ ha

切土法面=五ha

八種二五万本 内ブ

植生の回復に努める。

(盛土法面=

ナ一〇万本)

創出 (図10)

による水性動物や水性植物の成育環境の再生・

河川変更部における自然に近い護岸の整備

・高圧ナトリウム灯を計画

図9 道路緑化(植栽・表土の活用)

い、瀬や淵のある自然な流域を作る。と同種類の植栽を行うと同時に、自然石を使と同種なり一時改変した沢や川は、周辺植生工事により一時改変し

自然への理解を深める休憩施設の設置

図11

可能な休憩施設(三箇所)を計画。自然と触れ合う駐車帯(四箇所)及び散策が

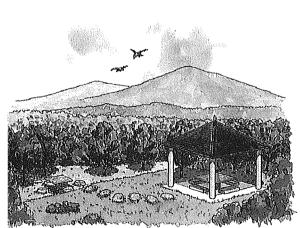


図11 散策が可能な休憩施設 (小鳥やチョウの舞う休憩施設)

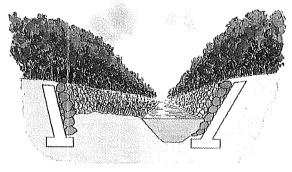


図10 自然な岸辺、川辺の復旧

年にわたり実施してきた。 したエコロード調査・検討を平成四年度から二箇 鬼首道路では、自然に調和した道づくりを目指

がら追跡調査を実施し、鬼首道路のエコロードと しての有効性を探り、今後のエコロード事業の真 査委員会を平成七年三月に設置し、指導を受けな いて評価すべき資料が不足している部分もある。 かりであり、対策の有効性、改良を要する点につ おいても類似の対策が実施されている。 に配慮したものであるが、これまでの道路整備に 植生の回復、 この調査・検討のなかで提案された対策案は、 そのため、学識経験者を含めた鬼首道路追跡調 しかし、これらの対策は近年実施され始めたば 動物の保護など周辺自然環境の特性

表 3 追跡調査

のエコロード整備実施個所として示されている。

その中で、我々はこのエコロード整備事業を成

も取り上げられており、 な施策として打ち出され、

いずれも全国に先駆けて 道路技術五箇年計画で 国道一〇八号鬼首道路におけるエコロード事業

第11次道路整備五箇年計画の道路整備の主要

七

おわりに

	項目	調査時期	調査内容
植生調	植栽法面調整	・植栽後 5 年間 毎年(11月初) ・その後 5 年毎(次の15年間)	・樹高、樹冠の大きさ ・幹の太さ ・概況写真撮影
查	植栽法面コドラート調査	・植栽5年後以降 5年毎(春~夏1回)	・組成調査
動	横断調査	・各年4季(最初の5年間)	・スチールまたはビデオカメラに よる撮影 ・まき砂によるフィールドサイン
	交通事故	・随時(供用後毎年) 20年間	・交通パトロールによる写真撮影 記録
	側溝落下調查	・春・夏・秋(最初の 5 年間)	・落下死の写真撮影、記録 ・種、個体数
物	照明誘虫	・春・夏・秋(最初の3年間)	・集まっている昆虫の種と個体数
	水生動物	・毎年(最初の5年間)	・ 魚類の種と個体数 ・底生動物の種と個体数
	水質	・毎年4季(最初の5年間) (供用初年度毎月)	・BOD、PH、SS、大腸菌群数 色度、濁度
	大気・騒音	・年1回 (秋) (供用初年度) (3年度以降交通センサス年に5年毎)	・CO、NOX ・騒音レベル (db) の中央値の把握

価を図る資料の累積を計画している。

追跡調査の内容は表3のとおりである。

用 ロードを構築するよう今後も努力するとともに、 功するためにも追跡調査・委員会等を効率的に活 各対策に対する評価を行い、より良いエコ

ある。

これらの調査結果が他事業の一助となれば幸いで

48 道行セ 95.6

# 開かれた SA・ PA

# 建設省道路局高速国道課

## はじめに

に達し、 の中で高速道路はなくてはならないものとなって 以上となり、ビジネスやレジャーなど、日常生活 たが、現在の高速道路供用延長は約五、七○○㎞ 三八年の名神高速道路、 我が国に初めて高速道路が開通したのは、 その通行台数は、 栗東~尼崎間七一㎞でし 一日当たり三〇〇万台 昭和

的に高め、 高速道路の建設に続き、 に寄与してきている。現在、 などの産業を発展させ、 ことを可能とし、これまでも、工業や農業、観光 また、高速道路は、 地域の生活をより潤いあるものにする 沿線地域の交通条件を飛躍 地域おこし、まちづくり 列島を横断する高速道路 日本列島を縦貫する

> 路のネットワークは、特定地域への機能集中や人 図っていくものと考えられる(図1)。 東京への一極集中が問題となっているが、高速道 道路によるネットワークが姿を現そうとしている。 口の過度の集中を是正し、国土の均衡ある発展を の整備が進みつつあり、 我が国にもようやく高速

こととなった。一方、今までの高速道路は単に人 対して量的整備のみならず質的整備を要望される 高速道路に対するニーズも多様化し、高速道路に の大幅かつ長期的な上昇を背景に、国民の生活も ン需要を増加させることとなった。これに伴い、 の普及などによる余暇時間の増大はレクリエーショ 高度化・多様化されていき、とりわけ週休二日制 昭和六〇年以降は、「バブル」と呼ばれる経済

や物を運ぶ通路として考えられていたので、イン

と都市公園を結ぶ「ハイウェイ・オアシス」を創 ビスエリア (SA)・パーキングエリア (PA) することを検討し、昭和六二年に、高速道路のサー ほしいとの要望が多く出されていた。こうしたこ 地元からは休憩施設から人の出入りを可能にして あっても直接利用できず、わざわざインターチェ 従来はせっかく休憩施設の近くに公園や景勝地 の出入りもできないとされていた。したがって、 ターチェンジ以外からは車の出入りはもちろん人 休憩施設と隣接する都市公園等とを一体的に整備 ションの場としての活用を図ることを目的として、 いは、高速道路そのものをレジャーやレクリエー とから、 ンジを介して遠回りしなければならず、そのため、 レクリエーション施設などの魅力ある観光資源が 建設省でも、高速道路の移動途中、

(イ) 高速自動車国道(国土開発幹線自動車道等)

(口) 一般国道自動車専用道路

図1 高規格幹線道路網図(平成7年4月1日 現在)

設した。

なサー 者のコミュニケーションの新たな展開として、 見を交わし合う試みを持ってみたり、 関連団体と行政がそれぞれの知恵を出し合い、 化を図っていこうという目的で、 らに上手に利活用して、 A・PA等においてそれぞれ趣向をこらした多彩 '紹介等を行っている(写真1) 最近では、 用者の声を聴くアンケート、 ビスや地域の特色を生かした楽しいイベン 道路公団においても、 地域の魅力を高め、 地域の有識者や 高速道路をさ 高速道路事業 公団と利用 活性 S 意

設省においても、

人口減少に代表され

る地方

海老名 SA (下) におけるハイウェイ・コミュ

みちのくハイウェイ・コミュニケーション '94

写真1 海老名 SA ニケーション

ズに同時に対応するため、 高度化しており、このような地域及び利用者のニー 品の紹介等に対するニーズが高まるなど多様化・ がサービスエリア・パーキングエリアに求めるサー 検討がなされている。 ることへのニーズが高まっており、各地で様々な グエリアについては、 ている。 組みによる地域間交流の活発化が必要であるとし を最大限に発揮させるため、 ぐとともに、 化を図るためには、 圏の活力低下が進行しつつある中で、 た地域拠点整備事業」が平成七年度に創設された。 ビス機能も観光・レジャー情報の提供、 その中でも、 ネットワークの持つ交流 交流ネットワークの確立を急 また、高速道路等の利用者 地域拠点の核として活用す サービスエリア・パーキン 「SA・PAを活用し 地域の主体的な取り 地 ·連携機能 地元特産 域の活性

# ー ハイウェイ・オアシス

## 事業概要

高速道路の休憩施設は、本来高速道路の利用者 が休憩するための施設であり、その駐車マス等の 都市公園等の利用者に対する長時間駐車の需要を 都市公園等の利用者に対する長時間駐車の需要を かに、公園の利用者のための駐車場を確保する必 かに、公園の利用者のための駐車場を確保する必

したがって、ハイウェイ・オアシスでは、都市

とになる。とになる。とになる。とになる。とになる。としている。ただし、公園側駐車場かにすることとしている。ただし、公園側駐車場から一般道路等外部への車の出入りは制限されることになる。とになる。

きると期待されている。 イメージアップと利用促進も併せて図ることがで スを提供することができる。 者に自然や歴史・文化に包まれた潤いあるスペ 域の活性化に寄与するとともに、 ることができるようになり、 休憩施設から隣接する公園等に直接車で乗り入れ このような整備を行うことにより、 公園利用の増進 さらに、 高速道路の利 高速道路 高速道 路 地 0 用

(図2)。 以下のような設置条件及び設置形態となっている供用中または事業中 (表1) であるが、これらは、供用中または事業中 (表1) であるが、これらは、

- 原則として、高速道路の休憩施設と都市公園等が隣接していな関等が隣接している場合に、ハイウェイ・オ園等が隣接している場合に、ハイウェイ・オースをして、高速道路の休憩施設と都市公
- とを連結部を設けることにより一体とし、相市公園内側に設ける駐車場(公園側駐車場)と都

表 1 供用中・事業中のハイウェイ・オアシス

路線名	休憩施設名	公園名	位 置	公 園 概 要	備考
北海道縦貫 自動車道	<sup>按 th</sup> 砂川SA	北海道子どもの国	北海道 砂川市	少年自然の家、キャンプ場、野外ステージ、 アスレチックコース、展望台広場等の施設が ある公園にハイウェイ・オアシス整備にあわ せオアシス館、ふしぎの森の整備を行った。	平成 3 年 4 月 オープン
北陸自動車道	see 光PA	4.52 松任海浜公園	石川県 松任市	四季の花園、多目的運動広場、海水浴広場、 冒険の森、サイクルターミナル等の施設が整 備されている。 上りは予定。	(下り) 平成 2 <sup>4</sup> 3月 オープ; (上り) 事業中
関越自動車道 上越線	佐久平PA	*************************************	長野県 佐久市	芝生多目的広場、フィールドアスレチック、 センターハウス等の整備。公園に隣接して第 三セクターにより、スキー場、スーパースラ イダーが設置される予定である。	平成 6 年 10月 オープン
関越自動車道 上越線	小布施PA		長野県 ・小布施町	小布施町の名産品「栗をテーマにした栗の館 やレストラン、多目的広場、キャンプ場を設 置する。町としては PA を歴史と文化に出会 うゾーンの玄関口と位置付けている。	事業中
山陽自動車道	養報 all 格現池PA	権現総合公園	兵庫県 ・ ・ 加古川市	「水と緑のオアシス」をメインテーマとする総合公園。権現ダム周辺を利用するアクアパビリオン。アスレチック、親水・遊水施設、フラワー園地等の整備を図る予定である。	事業中
四国縦貫自動車道	点為 & 石鎚山PA	小松中央公園	愛媛県 小松町	公園隣接地への四国88箇所霊場宝寿寺の移転計画、ロープウェイの整備計画とともに地域の活性化に資するため、既存公園を拡張し、「石鎚」をテーマにした公園。石鎚の自然を紹介する石鎚自然館、高山植物園のほか歴史館の整備を行う予定。	事業中

SA:サービスエリア、PA:パーキングエリア

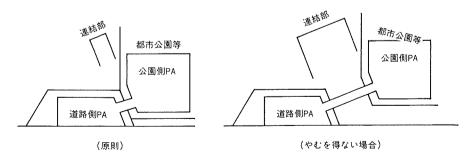


図 2 ハイウェイ・オアシス イメージ図

(5) 構造は、道路構造令等の基準によるものとす 来の機能に悪影響を与えないようにする。 道路側駐車場、 公園側駐車場及び連結部の

が高速道路本線の交通安全及び休憩施設の本

# 設置及び計画事例

2

1 尾山公園と連絡することとしている。 現在オープンしている多目的広場 上信越自動車道の佐久平パーキングエリア 佐久平ハイウェイ・オアシス 隣接する長野県佐久市で整備している平 (雪の広

備される予定である。

産品の果物をテーマとしたテーマ施設、

フィー 元特

センター施設等のほかに、

今後地

ルドアスレチック、研修施設などが続々と整

佐久平ハイウェイ・オアシス

望しながらスキーを楽しむことができる。 ズンとしては好調な滑り出しであった(写真 となっており、スキー場も盛況とあって初シー を利用することができ、 の第三セクターの開発による人工雪スキー場 イ・オアシス駐車場から直接佐久市と民間と して整備されており、 当オアシスはオールシーズン遊べる施設 連休等にはハイウェイ駐車場が満車状態 特に、冬場はハイウエ 浅間山・八ケ岳を眺

正

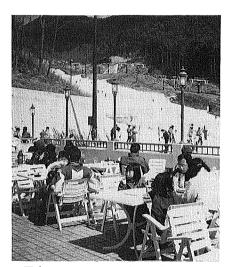


写真3 スキー場の利用状況

### 2 小布施 ハイウェイ・オアシス

ころである。 イ・オアシスとして建設が進められていると キングエリアと当公園を一体整備するハイウェ 備する小布施総合公園と連絡することで、 位置し、これに隣接する長野県小布施町が チェンジと信州中野インターチェンジの間に 用予定の上信越自動車道の須坂長野東インター 小布施パーキングエリアは、平成七年度供 Ì 整

ドアスレチック、フィットネス遊具等を設置) を整備する予定であり、 館 としたものであり、施設内容として、 当公園は、 部を同時開園する予定である(写真4)。 多目的広場、 (栗の博物館)、 町の名産品である「栗」をテー わんぱく広場(フィー 修景園 (庭園)、 本線供用時はそのう レスト テー

# SA・PAを活用した地域拠点整備

## 事業概要

開放、 の特色を活かしつつ人の出入りを確保して、 るため、 るいは、 ーキングエリア サービスエリア・パ その休憩施設としての機能向上のため、 高速道路等の整備効果の一層の拡大を図 高速道路等のサービスエリア (SA)、 (PA)とその周辺地域と地域 ーキングエリアの地元へ 体 あ の

52

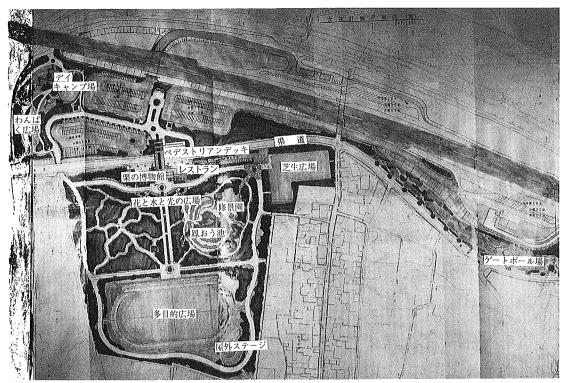


写真 4 小布施ハイウェイ・オアシス



図3 地域拠点 SA のイメージ

的・計画的に整備し、新たな地域拠点の形成を図

#### る (図 3)。

(1)

地域主体の計画づくり

を策定し公表する。 を策定し公表する。 を策定し公表する活用した地域拠点整備計画) 土地利用、施設配置、一体整備等に関する計 土地利用、施設配置、一体整備等に関する計 でである。

② 人の出入りを確保した一体的な整備 では、隣接する地方振興施設(文化施設、観光・を確保した一体的な利用により、SA・PAでの駐車需要が増加することが予測される場合のは、隣接する地方振興施設の整備主体は、 「地域拠点 との人の出入りを確保した一体的な整備を行う。

等)の整備を促進する。

等)の整備を促進する。

は域情報提供施設、地域物産販売コーナーに対域の特色を活かした休憩施設を図るとともに地域の情報をより効果的に発を図るとともに地域の情報をより効果的に発を図るとともに地域の情報をより効果的に発い、地域の特色を活かしたサービス提供

3

# 支援措置

路開発資金、日本開発銀行等の低利融資を行う。施設、隣接する中核的地域振興施設については道をもに、計画に位置付けられた第二駐車場、休憩整備計画)を策定する場合に調査費を補助すると整備計画(SA・PAを活用した地域拠点

## 3 事業効果

れると考えられる。本事業の推進により、以下のような効果が得ら

1 常のSA・PAでは得ることのできない自然 機能が備わることとなり、連携と交流の中核 な情報、 歴史、文化、 的施設として地域拠点の核を形成する。 地域振興施設は、より広域的な施設としての 確保して一体的・計画的に整備することによ となる。こうした一体的な整備により、当該 も当該地域振興施設を容易にすることが可能 また、 SA・PAを核とした地域振興 SA・PAと地域振興施設を人の出入りを 地域住民のみならず高速道路等の利用者 同時に、 サービスを享受することが可能とな 産業等地域の特色あるさまざま 高速道路等の利用者は、 通

② SA・PAでの情報発信

SA・PAの休憩施設において、

地域情報

とが可能となる。PAの地域の情報発信基地として活用すること方法で地域のPRを行うことにより、SA・な方法で地域のPRを行うことにより、SA・提供施設、地域物産販売コーナー等さまざま

域の特色あるさまざまな情報、サービスを享また、同時に、高速道路等の利用者は、地

# 四 おわりに

受することが可能となる。

ととなる。
ととなる。
ととなる。
ととなる。
ととなる。

次第である。

大第である。

# 日本高速通信株式会社の日本高速通信株式会社の日本高速通信株式会社

## はじめに

たいと考えている。 業への活用も可能であり、 だけではなく、道路利用者への新しいサービス事 が提唱した「情報ハイウェイ」の骨格が整備され J 当社が提供している長距離電気通信事業への利用 たオール光ファイバーネットワークは、 たことに他ならない。この高速道路網等を活用し 去る三月二九日、 のネットワークが全国展開を完了した。 一〇年以上前にすでに全世界に先駆け建設省 日本高速通信株式会社 今後、 具体化していき 単に現在 T W

の取り組みについて報告する での経緯及び整備状況と今後の事業展開計画等へ 創業一〇年目を迎え、 全国ネットワーク完成ま

# || 「情報ハイウェイ構想」とTWJの

その範疇となる。 道路空間を活用した新しいサービスの提供までも をさらに高める等、 高度な総合通信サービスの推進ならびに高速道路 を高速道路等の幹線道路網に敷設することにより 情報化社会に対応すべく、光ファイバ 上には、 機能向上を図るものである。 「情報ハイウェイ構想」とは、二一世紀の高度 道路管理の高度化や道路利用者の利便性 多面的な要素を包括しており 高速道路の機能向 ーケーブル

0)

ることを目的 П そもそもこの構想は、 ードスペース懇談会」から誕生した。当会は に昭和五九年二月から組織された 道路空間の う有効 利用を探

あ

学識経験者と各界の著名人で構成され、 が 検討提言された。 次の内容

となる。一 情報を長距離伝送する光ファイバーの敷設が必要 提供が今後重要となるが、 理の実現ならびに道路利用者への情報サー 高速自動車国道においては、 そのためには大容量の より質の高 ビスの 管

が策定された。 構築のための具体的な調査研究や開発プログラム 路新産業開発機構が設立され、 この提言を受け、 昭和五九年七月、 「情報ハイウェイ」 財団法人道

インフラの整備に民間の力を活用した方が効率的 わろうとしていた。 Ź, 方 急激な通信技術の革新とあいまって「通 時を同じくして電気通信制度が大きく変 いわゆる 「通信の自由化」で 信

化され、 占時代の諸問題を解決する方法として社会に受け 入れられたのである。その結果、 である」という考え方が、時代の変化に対応し独 通信業界に市場原理が導入された。 新規通信事業者の参人が認められるとと 電電公社が民営

ともに、高速道路等の道路網を活用してネットワー 日に設立され、長距離電気通信市場に参入すると クを構築することとなった。 これらの結果、TWJが昭和五九年一一月

# 全国展開へのあゆみ

開始した。 翌六二年九月に市外電話サービス「0070」を 了した同区間の光通信システムを活用し、 速道路において始まった。 道路公団と共同で昭和六○年度から東名・ を営業エリアとし専用線サービスを開始し、また、 「情報ハイウェイ」構築実現の手始めは、 昭和六一年一一月に完 東名阪 名神高 Н 本

務

理

画

管

١

企

管 理

東 京 支

大 阪 支

北

中 国 支

九 州

技

北 支

支

補

営業企画部

備し、 トさせた。 来の方針を変更し平成三年から全国延伸をスター が全国にネットワークを拡大していくなかで、 供した。しかし、 中心に周辺ネットワークの拡充に重点を置いて整 以来経営方針として、 同エリアにおいてきめ細かくサービスを提 通信事業制度の変革や同業他社 東名阪の基幹通信回線を 従

現在

営業本部

当初の全国展開に係る事業計画では、 平成九年

経 取

締 営

役 会

会 譈 商品開発委員会

会 社 副

長 長 長

社

安全対策推進会職

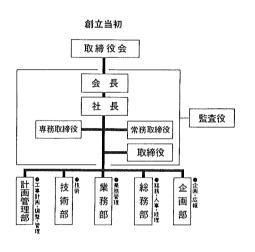
鼠

査

役

組織の変革

図 1



経営企画部 部 部 商品開発部 N推進部 PHS專業推進部 室 室 市場対策室 法人企画室 販売促進室 サービス管理室 ネットワーク営業部 カスタマーサービス部 店 店 名古屋支店 海道支店 店 店 店 部 情報システム部 計画管理部 ネットワーク管理部 総括ネットワークセンター

#### 表 1 沿革

表し	沿串	
1984年	11月	設立登記 資本金49億円
1985年	4月	增資 資本金83億円
	6月	第一種電気通信事業許可取得
1986年	7月	専用サービス契約約款認可
	11月	専用サービス営業開始
1987年	3月	日本移動通信株式会社設立に参画
	6月	電話サービス営業開始
	9月	市外電話サービス営業開始
	9月	東京通信ネットワーク(TTNet)と専用線相互接続開始
	10月	大阪メディアポート (OMP) と専用線相互接続開始
1988年	3月	専用線ダイレクトアクセス・サービス開始
	7月	增資 資本金124.5億円
1989年	3月	中部テレコミュニケーション(CTC)と専用線相互接続開始
1990年	3月	市外公衆電話サービス開始
1991年	4月	Iーインタフェースによる専用サービス開始
	8月	増資 資本金249億円
1992年	6月	山陽・九州地域サービス開始
	12月	九州通信ネットワーク(QTNet)と専用線相互接続開始
1993年	6月	東北地域サービス開始
	10月	中国通信ネットワーク(CTNet)と専用線相互接続開始
1994年	4月	北海道・北陸地域等サービス開始
	4月	北海道総合通信網(HOTnet)と専用線相互接続開始
	8月	増資 資本金498億円
	9月	株式会社アステル東京設立に参画
	10月	IN (インテリジェントネットワーク) サービス開始
	10月	株式会社アステル東北設立に参画
	12月	株式会社アステル中国設立に参画
1995年	1月	株式会社アステル中部設立に参画
	2月	東北インテリジェント通信(TOHKnet)と専用線相互接続開始
	2月	四国通信ネットワーク(STNet)と専用線相互接続開始
	2月 ·	株式会社アステル関西設立に参画
	3月	北陸通信ネットワーク(HTNet)と専用線相互接続開始
	3月	株式会社アステル九州設立に参画
	3月	全国ネットワーク完成
1	3月	株式会社アステル北海道設立に参画

らびに郵政省をはじめとする関係機関のご指導の 担っている「情報ハイウェイ構想」のベースとな 度までに整備を終える予定であったが、 あゆみを図るに示す。 ワーク完成までの変遷を図2、 化した。組織の変革を図1、 く完成させることができた。 る情報通信インフラ整備の緊急性から、 もとで工事が順調に進み、 この一〇年の間に、 組織や事業規模も大きく変 当初計画より約三年早 沿革を表1、ネット 光ケーブル敷設の 建設省な T W J が

年		度	~91 (東名阪地区)	92 (山陽·九州地区延伸)	93	94 (前半) (全国幹線網完成)
Р	0	数	36	46	53	61
営	業工	<b>リア</b>	Con the second		The state of the s	The state of the s
(1	都道府県:	累計)	(20)	(28)	(33)	(38)

図2 ネットワーク完成までの変遷

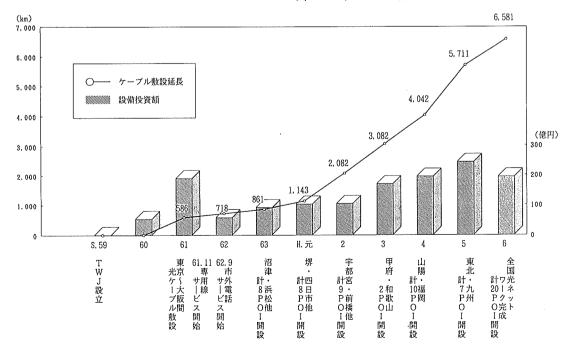


図3 光ケーブル敷設のあゆみ

# 四 全国ネットワークの整備状況

# (1) 光ファイバーケーブル

ル敷設延長を表2に示す。 今回完成した光ネットワークを図4に、ケーブ

図4 TWJ 光ネットワーク

松山

松江

ᄺ

表	2	ケー	ブル	敷設場	所別	延長
---	---	----	----	-----	----	----

<b>EX</b> 2	ケーノル叙訳場別別処安	
種 別	道路区分	延長(km)
幹線	①日本道路公団が管理する道路 ②本州四国連絡道路 ③仮設区間	4,152 37 571
	計	4,760
都市高速 区間	①首都高速道路 ②阪神高速道路	131 13
[2]H)	計	144
アクセス ルート	① POI アクセスルート	511
	合 計	5,415

て、高速道路の沿道等に仮設的に光ケーブルを敷線仮設区間」とは、高速道路未整備の区間においまここで表2について簡単に説明を加える。「幹敷設基本形態を図5(次ページ)及び写真1に示す。高速道路本線における光ファイバーケーブルの

設するものである。

全国に張り巡らせたオール光ファイバー網を効等の他通信事業者と接続するために、高速道路から他通信業者との接続分界点(POI:Point Of Interface)を結ぶ回線のことであり、一般道等においてケーブル埋設を主体に施工している。

(2) ネットワークセンター
また、「POIアクセスルート」とは、NTT

率的に運用するために、主要都市にネットワーク全国に張り巡らせたオール光ファイバー網を効

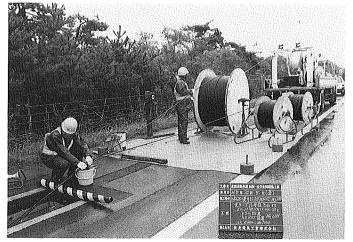


写真1 光ケーブル敷設状況

クセンターを配置している。また、各ネットワー ては東京地区にこれらを統括する総括ネット Щ 柏 保守管理を行っている。 Ę 広島、 首都、 専門技術者が二四時間体制でネットワークの 東京、 福岡の一二ヵ所であり、 静岡、 配置箇所は、札幌、 名古屋、 金沢、 組織体制とし 大阪、 仙台、 畄

はじめ監視設備等の機械的設備を設置するととも センターを配置し、そこに伝送設備や交換設備を

態等でも早急に現場に技術者が向かうことができ 間隔に中継センター等が配置されており、 ク 保守状況を写真2に示す。 る体制を整えている。 センターの担当保守エリア内には、 ネットワークセンターでの 概ね五〇

緊急事 km

信事業者に先駆けて導入した。

これは、

今後のマ

ルチメディア通信や国際通信との連携を考慮すれ

タルハイアラーキ)方式を、

他の新規参入電気通

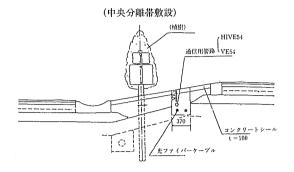
(Synchronous Digital Hierarchy:同期ディジ

#### 伝送設備

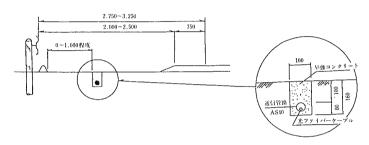
(3)

際標準の伝送方式に採用されたばかりのSDH 山 陽地区延伸以降、 次世代高速大容量通信の国

土工部



(路肩敷設)



橋梁部 8 8

トンネル部 監視員通路 P 9 0

図 5 光ファイバーケーブルの敷設基本形態

## 交換設備

となった。

ば必須の最新技術であり、

いわゆる「後発の利

電話サービス開業当初から整備している大容量

きる 新 0) 従 市 ンテリ ţ'n る。 発の 追 サ の柔軟な対応を目的に以 ひ 外交換機以外にも、 加 ٤ **、ジェントネッ** 変更を可能とする交換機能である。 方 F, 電 つ スをソフトウェ 話 網 は エ 内にコンピュ F 高 度電話 ユ トワ 戼 今後の アによって迅速に ĺ ij Ż 行の I Ĺ Ŀ` 新 自 タを接続し、 取り 由に である。 じい スを実現する けりし サー 組みを行 Ŀ F, 世 ス機能 追 多 'n ス 界で 加 様 は 提 つ 7 供

> ス 最

写真 2 ネットワーク監視状況

Sea Secondaria

導入を開始しており、 術である。 を交換伝送処理することにより、 A T & T A T 界的 Ġ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 東京と大阪にシ スの提供につなげる予定である 同 転送モード) の も早くこのシステムを もうひとつ 先進 ħ イア通信時代の必須技術と考えられ |期型交換方式とは異なり非同 M てい な規模で研究開発や標準化が急ピ 社から 情報量の異なる通信を混在させて扱う技 (Asynchronous 国である . گ 高速通 は TWJでは先行的に 技術」 最 新の 信 ステムを立ち上げてい 米国の最大手通信事業者であ 高 に適したこの方式は、 今年度に設備構築を行 速 である。 技 通 (術と設備を導入し、 開 Transfer 信 発 サ Ĺ Ì この技術 ピ 音声、 高度電 期にデ こスを A T M Mode デ 実 1 ッ 7 話 í 現 技術 チ マ タ 4)-で進 す す +}-従 非 0 チ 百 ã ピ る て

0

#### 五 今後の事業計 画

ピ

#

め

#### (1)い通信サービスへの 取 ij 組

業環 後 返 0 W (NTT利用の場合) ,昼間 は高付加価値 通 行 利 境 信 われ 電話料金が 用 は大きく変化した。 0 Ö 自由化から一〇年を迎え、 い場合) た過当な値 サ Ė 半 現 元在では であっ スによる競争の時代に ·額以下に 下 iř 競争も限界に達 当 た東京から大阪 一七〇円/三 |時四〇 なっ 長 Ō 距 当初 円 離 分 ノ三分 通 突 繰 はまで 信事  $\widehat{T}$ 今 h

> を活 あ

か は

た多彩なサー 前述したネ

ビスを逐次投入する予定

まず

んは光フ

/アイ

バ 1

の特長を活

か

高速デ

Ì

図6にその概要を示す。

W す

ること J

が

必至であ

30 ッ

回

展 開

を機にT 優位性

**\** ウー

ク 0

イン 全国

ンフラの

ド タ通!

スを今年度中に開始する予定であり、

必要な最

信や超高速専用線などの、

高速大容量通信サ

現 状 4 後 r**向, 序**に写**さ**言も サー・ビ ス・フリーフォン(94年10月開始)・VPN (95年 5月開始)・高度クレジット・情報料理金・電話投票など 實質言舌 高 度 化 付力ロサー ビス ・ウェルカムコール (WELCA) ・クレジットコール (CRECA) 融 専用線 ・般専用サービス 高 高速通信サー・フレームリレー・セルリレー 高速ディジタル 伝送サービス 速 キットエミュレーション 化 映像伝送サービス TDAサービス 超高速専用サービス

図 6

通信サービス展開計画

前述のとおりすでに計画的に導入してい 新技術であるSDH伝送設備やATM交換設備 インズ)」と総称し、 ワークを活用したサービスを また、電話サービスでは、 高度電話サービスを以下の インテリジェントネッ TWINS **つ** は

# 1 「0070フリーフォン」

とおり展開している。

較して、 を変更するなど、付加機能が充実している。 あわせて適宜、 客様の電話回線のリアルタイムな利用状況に 者払いサービス。 |年一〇月から販売を開始した、 市外通話料が安いだけではなく、 発信者の待ち合わせや着信先 他社の同様のサービスと比 料金着信 お

# 2 「スーパーネット」

交換機 内内線網を、 ビス。これは、 スである くTWJの電話網で仮想的に実現するサービ 今年五月から開始した、 P B X これらの設備を設置することな 従来はお客様が専用線と自営 を用意し構築していた企業 仮想専用線網のサ

ている。 本風にアレンジし逐次市場投入すべく準備を進 今後も米国で人気の高いサービスを中心に、 В

長を最大限に活用できるマルチメディア通信サー 将来的に の機能が融合され、 は 高 原速サ ĺ 情 ど え 報 イウェ ٤ 「高度 1 + の特 Ì Ė

> 端末産業を含む関連企業との連携強化をも並行 的 けではなく、 ド て実施していくことを意味する。 Ę スの提供を実現していく。 他のメディア産業や情報関連産業、 新しいビジネスに適応することを目 これ は 技術開發 そして 発だ

# (2) インテリジェント・ロード事業

らのサービスを「インテリジェント・ 考えており、 道路 を、 と位置づけ、 「市外公衆電話サービス」を開始してきた。 Τ 「情報ハイウェイ」のもう一つの側面であ 「利用者の利便性向上にも活かしていきたいと WJでは通信事業者として培っ 今後の展開を検討してい 平 -成二年 から一 部のSA/P た技術や設 U 1 A

環境から、 につロ TWJでは高度電話サービスに対応したカードの 最新の情報にアクセスできることを実現するため 及する時代においてはこの機能が吸収され、 提供を予定しているが、 Ę を図りに示す。 検討内容の一部からカードに関するものの ICカードの導入を試みる例である。 道路利用者が共通の簡単な操作方法で カード」等と統合できると考えられる。 家庭、 車内、 将来的にICカードが普 外出先等のあらゆる 現在、 おら 例

# 向 $\vdash$ 阪神大震災とネットワークの信頼性

六

ところで、 全国展開を目前にひかえた去る一月

> ケーブルが全断し、 う非常事態により、 被災状況であるが、

TWJネット

ウー

クは開業以

当該区間に敷設していた光 阪神高速道路が倒壊す

道路管理者 公共団体 など 民間企業 一般個人 公共情報 民間情報 TWJ長距離系光通信ネットワーク 地域系ットワー 地域系ットワー TWJ沿道系 通信事業者 CATV等 情報ターミナル 車載用マルチメディア端末 ICカード 街角でも 車内でも 家庭でも

インテリジェント・ロード構想への対応例 図 7

ると

ければならないと痛感する結果となっ

策検討を進めていたが一刻も早くこれを実現

クの信頼性向上については、

すでに二重化等の

七日早朝、

阪神大震災が発生した。

ネット

ワ 対 Ì

クセスルートのみならず、大阪から岡山間の幹線 来最大の被害を受けた。 のは幸いだった。 は万全のネットワーク体制で迎えることができた よりすぐに復旧することができ、全国展開の当日 ル ートにも及んだが、 緊急災害対策本部の活動に 被害は、 神戸市内へのア

Ę ながら異ルート化の整備を行っている。 のとおりである。 に着手している。 は平成七年末までに整備すべく、すでに工事など も通信網のループ化を図っており、これらの対策 ものであり道路管理者の事業計画との調整を図り 北陸道ルートならびに東名阪道ルートを構築する 高速ルートに対し、中央道ルート及び関越道経由 である東名阪間は、 現在計画している今後の信頼性向上対策はつぎ 首都圏・名古屋及び大阪の大都市圏について 幹線網のうち通信需要過密区間 現在運用している東名、 また同様 名神

情報を核とした新たな産業の発展を支える情報イ 目指している。 後の事業展開の根幹を成すものであり、 ○年度を目途に順次整備していく予定である。 幹線における信頼性向上対策については、 ンフラ構築の基礎となるものであり、早期完成を 以上、光ネットワークの信頼性向上対策は、 その他青森から福岡間及び本州四国連絡道路の さらには 平成一 今

#### 七 おわりに

二一世紀の高度情報化社会の一翼を担う所存であ 対策や新サービス、 でも途中のくぎりに過ぎず、今後は、信頼性向上 長期構想が今ひとつ形を成した。しかし、あくま 全国ネットワークを展開するという一○年来の 新事業の開拓にさらに注力し、

第である 今後ともご指導ならびにご協力をお願いする次 ತ್ಯ

を設けることに致しました。 本誌は、 誌面のなお一層の充実のため、 平成二 一年四月の創刊以来、 読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナ 皆様の御支援を頂いておりますが、 この

四〇〇字詰め原稿用紙五~一〇枚程度にまとめてください。 クな試み、 日頃道路・道路行政に対して感じていること、 海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、 現場からの生の話題、 ユニー

奮っての御応募お待ち申し上げております。

局に御 なお、 任下さい。 投稿原稿の採否、 掲載原稿につきましては、 掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、 薄謝を進呈いたします。 事務

宛先 〒一〇〇 東京都千代田区霞が関ニ―一―三

建設省道路局路政課内

|道路行政セミナー||事務局

□投

稿 歓 迎囚

#### 土砂災害防止月間

(6月1日~6月30日)

#### 土砂災害防止実行委員会

#### 1 目 的

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れや火 山噴火に伴う土砂災害により多くの人命や財産が 被災している現状に鑑み、土砂災害防止に対する 国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に 関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進 等の運動を協力に推進し、土砂災害による人命、 財産の被害の防止に資することを目的とする。

#### 2 主 催

建設省、都道府県

#### 3 後 援

北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、消防庁、 全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送 協会、(批)日本新聞協会、(批)日本民間放送連盟

#### 4 協 賛

(社)全国治水砂防協会、(社)地すべり対策技術協会、

全国地すべりがけ崩れ対策協議会、(財砂防・地すべり技術センター、(財砂防フロンティア整備推進 機構、砂防広報センター、(社建設広報協議会

#### 5 運動のテーマ

「みんなで防ごう土砂災害」

#### 6 実施内容

- (1) 広報活動の推進
- (2) 土砂災害防止功労者の表彰
- (3) 土砂災害防止月間推進の集い全国大会(大 分県別府市)の実施
- (4) 講演会、見学会、危険区域の周知、点検等 諸行事の実施
- (5) がけ崩れ防災週間(6月1日~6月7日) の実施
- (6) 土砂災害に関する絵画、ポスター、作文の 募集



#### 沖縄の道のうつりかわり



#### 沖縄県土木建築部道路維持課

入で「大和の世」になるまでの

以後、一六〇九年の薩摩の侵

が誕生した。 山を統一、ここに「琉球王国 で群雄割拠していた豪族が北山一四世紀ごろの沖縄は、各地 史を地元の人はこう表現する。 めまぐるしく変遷した沖縄の歴 リカ世から大和 (日本) ちなれる 本)の世からアメリカ世、 四二九年に中山の尚巴志が三 (中国) 互いに対立していたが、 (日本)の世、 南山の三大勢力に統 の 世音 (時代) 大和 の世 アメ

てしまった。 両属の悲哀に満ちた王国となっ 王府は残されたものの、 華やかさは影をひそめ、 薩摩の侵入後、 しかしこうした中 形式的に琉球 かつて 日中

> 出していった。 に取り入れ、 にあっても日本の文化をたくみ 独自の文化を創り

> > が続いた。

こうした基本的人権さえ認め

独自の文化を華

開かせた。 継貿易で栄え、 東南アジア、朝鮮、

日本との中

一八〇年間、

琉球王国は中国

国際法上異例な「アメリカ世 政権下に置かれ、二七年に及ぶ その後の第二次大戦で米国の施 本格的に「大和の世」になるが、 明治一二年に沖縄県となり、

.

資料:沖縄歷史地図·歷史

三山時代の地図

てそれぞれ中頭・国頭・及び島志、南風原の四間切を起点としょ、・・・・ 里と隣接する西原、 ある首里城を中心として、各間で ぶ宿次の道を整備したことから 統 はじまったと言われている。 した尚巴志が、 は 各地へ延びる宿次の道は、首 一の必要から王府の所在地で 沖縄での本格的な道路の整備 (現在の市町村) 琉球を統一 (一四二九年) 政治的・ 浦孚添、 の番所を結 軍事的 · 真~ 和~



れ見事な松並木がつくられてお

現在の国道の役割を担う高

規格の主要街道がすでに整備さ

東宿のルート りを真和志の宿と称されていた。 中部の西原より宜 大<sup>‡</sup> 金\* 宜\* 武、 味、 タ 二、名 国 2 護 沖縄

## 西宿のルート

浦添、北谷、 、本部、今帰仁 ※、北谷、読谷、 ※、北谷、読谷、

名

# 南風原の宿のルー

玉城、東風平、南風原、大里、 具志頭 佐\* 敷¥ 知念、

《方面に延びており、

大体にお

とってあり、 には六尺 幅が八尺(約二・四m)、 真和志の宿のルート これらの宿次の道は、 真和志、豊見城、 高嶺、喜屋武、 (約一・八m) の幅が ここに松が植えら 摩文ニ 概ね道 兼家城、 両側

東宿、西海岸に沿って行くものををきまれて東海岸に沿って行くものを を西宿と称し、島尻においては 西海岸に沿って行くもの 西廻 が残っており、 している。 れてい

特に東廻りを南風原の宿、

# 橋に関するはなし

備を図ったが、 わなければならず不便であった。 とは狭い海で隔てられた浮き島 世紀初め、 層繁栄させるため那覇港の整 (1) 琉球を統一した尚巴志が一五 首里との行き来には船を使 長虹堤(沖縄最初の石造橋) 中国への進貢貿易を 当時那覇は首里

美しい景観を呈

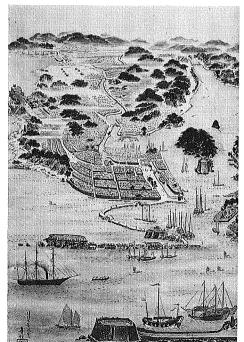
も古い宿次の道に沿った松並木 本部半島の今帰仁村には今で

福王の時に、 つくったこともあったという。 船を二〇~三〇艘つないだ橋を

が総動員され、 かったので、大変な難工事であ 海でも以外に水深が深く波も高 ための工事が始められた。 けて那覇と首里を陸続きにする もので今でいう海中道路) い浮き橋 最後には那覇・首里の住民 (海中に土手を築いた 第一尚氏第五代尚金 崇元寺の前から長 やっと完成した を設

この海中道路が長虹堤であり、 葛飾北斉の版画で琉球八

とのことである



景として描かれている。

陸続きとなった。 てきて、ついには那覇と首里が 泥や砂が堆積し、徐々に陸化し が、その後長い間に堤の両側は 海水が流れるようにしてあった 途中七か所に水門が設けられ、

真珠道の途中に架かる橋である。 城町石畳道も真珠道の一部であ \*\*\*\*\*\*\*\* である。県指定名勝地の首里金\*\* トとなる長虹堤に対応するもの 国王を任じるために派遣した使 からの冊封使(中国国王が琉球 とを結ぶ防備の道であり、中国 真珠道は首里城と那覇港の南岸 覇港を防御する目的でつくった 橋は尚真王が首里城ならびに那 けられたのを初めとする。この 国王によって、一五二二年国場 の河口真玉湊に木橋五座が架 真玉橋は第二尚氏第三代尚真 渡来の際、 首里城へのルー

失したため、 その後、 度々の大暴風雨で流 一七〇八年石橋に

> なし。 あり、 様をかいま見ることができるの で最も大規模な石造建築物であ 設けて橋となし以て人民の往来 は世寄橋といい、両方の橋は名 南の橋は世持橋といい、北の橋 を真玉橋といい古の木橋なり、 ٤ 改修された。当時の碑文による で以下に紹介する 約三八m、 を通ず。………』とあり、橋長 「七色元結」という人柱伝説が この橋の建設にちなんで、 『この橋は五あり、 戦前まで利用されていた。 当時の橋梁建設の困難な 石切して堤を為り、木を 幅員四・八mの琉球 中の橋

ど絶望の状態にまで及ばんと き上げた石垣は大雨の度毎日 事とせられた。川の幅は広い たから、大した事も無かった であったので、難工事中の難 が、今度は石材を使う大工事 した。当時の工事は琉球国 洪水のために崩されてほとん ー今までのものは木橋であっ 雨水は止められない、築

> ころへ一人の神人が現われ、 てその築造を思案していると に及んだので、係員も鳩首し 失敗した、斯うすること数回 の大事業であった。この橋は 要したといわれ、実に未曽有 員し、役夫が八万八千余人を 五間切(現在の市町村) 大きくかつ長いため、工事が 「橋ができないのは工事の大 を動

るが子の歳の人ではないとい ていない、七色元結はしてい 歳の人はいるが七色元結はし に合う人を物色した。これが れの七色の元結をした人なら 役人も窮する余り人柱の方法 れる」と頻りに勧めるので、 なかなか該当者がなく、子の 良し」と言ったのでその条件 を神人に聞けば、「子の歳生

> にしたとのことである。 柱として永遠に真玉橋の守神 みると、丁度その条件に該当 したので、早速その神人を人 このことから、「人先物言 道行セ 67

だ」とのことである。 り者は、馬の先を歩いて、災 ふしや馬のさちとユン」との いをわざわざ招くようなもの 諺が生れ、意味は「おしゃべ

## パイプライン (米国施政権下の道路)

の橋に人柱を立てれば必ず免 ためであるが、洪水の害はそ きいのと好天気に恵まれない

で延長一〇㎞、那覇~嘉手納間昭和二〇年まで那覇~与那原間 れた。 沖縄戦で損壊し、 軽便鉄道が走っていたが、去る 間で延長一五・一 で延長二二・四㎞、 県であるが、大正のはじめから 沖縄は現在鉄道のない唯一 運行が廃止さ ㎞の三系統の 那覇~糸満 の

料の送油管を那覇軍港~浦添 プラインと呼ばれるジェット燃 この軽便鉄道敷地を使用して、 後の昭和二七年、米軍はパイ

れを言い出した神人を調べて 役人も探しあぐねた揚句、こ う様になかなか見つからない。

行った。 (九・一四m)の規模で埋設を長約三○㎞、幅員三○フィート長が三○㎞、幅員三○フィート市~北谷町~嘉手納町までに延市~宜野湾市~沖縄市~具志川

悪名高い道路であった。 この道路がパイプラインの名称の由来となっており、本県の 神で能となったが未舗装道路の が可能となったが未舗装道路の ため、雨がふれば泥んこ道に、 昭和三 にめ、雨がふれば泥んこ道に、

> 辺には数多くの住宅や小中学校・公園等の公共施設が位置し、校・公園等の公共施設が位置し、 たきな不安を与えていた。 大きな不安を与えていた。

うえでの障害となっていた。 世物が路面上に突きでていて交 作物が路面上に突きでていて交 がないが、 が路面上に突きででいて交 がないが、 が路面上に突きででいる があり、 都市 はな全上での問題があり、 都市 はないる。 といる。 

求が高まり、昭和六○年六月にそこで、県民の早期返還の要めうえでの障害となっていた。

的に始まっている。市計画道路としての整備が本格返還され、浦添市においては都

# 沖縄の村の道

沖縄の村のなかの道には、屋 をの勢力の強さは本土の比では その勢力の強さは本土の比では なく、これまでの経済的・人的 損失は甚だしいものがある。 その台風から屋敷を守るため、 その台風から屋敷を守るため、 での台風から屋敷を守るため、 での台風から屋敷を守るため、 をの台風から屋敷を守るため、

垣

にも

いろいろあっ

石垣

とフクギやガジュマルなど常緑

積みにしたものや、琉球石灰岩のもある。

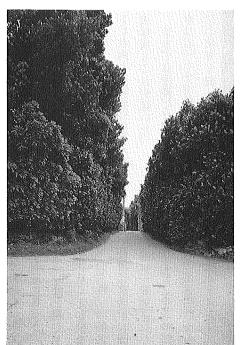


沖縄の村の道(竹富町竹富島)



現存するパイプライン (宜野湾市)

返還後、整備済のパイプライン (浦添市)



沖縄の村の道(名護市屋部)

組み合わせて築いた城壁のような石垣もある。石垣だけでなく、さらにフクギやガジュマルをめぐらせた家もある。フクギは防風のためばかりではなく火事の風のためばかりではなく火事のいた垣の間をとおる道は沖縄

う場所となっている。の人々のコミュニケーションのの人々のコミュニケーションのおであり、いろいろな行事を行場であり、いろいろな行事を行場であり、いろいろながあり、地域

きく四角にきちっと切って高く

の切石を積んだもの、

粟石を大

るものと思われる。
整備を進めるうえでの参考にないような形態は、地域に密います。

# ナナサンマル(730)とは

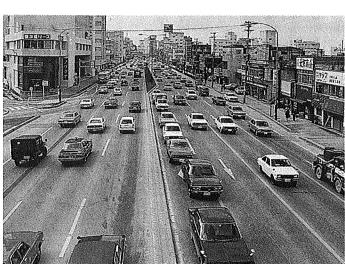
国際交通条約の

玉

交通

復帰後もこれが続いた。下で車両の右側通行が導入され、下で車両の右側通行が導入され、とって、交通方法の変更は大きとって、

三〇余年も続いたのである。車は右」と小学校でも教えられ、日本では沖縄だけが「人は左、



7.30前の車の流れ(車は右)国道58号(泊交差点より那覇港方面)

方法」の規定に基づき、昭和五三年七月三〇日を期して交通方法を変更することが決まり、その日の午前六時、消防署のサイレンを合図に車両が右側通行から左側通行に変更された。 その日まで三年余の間、復帰その最大の交通実験とも言える後の最大の交通実験とも言えるするために、総合的な対策が進められ、ナナサンマルは交通方

混乱も見ずにスタートした。準備を終えて、730は大きな整備、車両対策をはじめ各種の整備、車両対策をはじめ各種の

準となっている。 故発生は変更前に比べて低い水立った程度で、変更後の交通事

ることとなったのである。

東して本土との経済的、社会的

東して本土との経済的、社会的

の交通上での習慣を一挙に変

#### 「住みよいふるさと宮崎」 への道づく

神話街道 (一般国道218号)-



#### 宫崎県土木部道路保全課

(クラスにあり、 平均気温 17.0° (全国3位) 恵まれた自然条件を有し 快晴日数 (全国3位) 57日 日照時間 2,103時間 (全国3位) (全国3位) 降水量 2,435mm また降水量も 図 1

ラスに作用しない性格でもある

ようです。

によって地域開発を図っていく

た面からは、

必ずしもプ

加

向灘) ずかな地域に限られています。 平地部は、 に恵まれているとともに、 森林面積が県土の七六%を占め 平均気温が高く、 地形的には山岳地帯が多く、 に面しています。 快晴日数は全国でもトッ 宮崎平野などごくわ 温暖な気候 日照

すと消極的な県民気質のあらわ る場面が多いのですが、 良いイメージをもって評価され b, 奥ゆかしさ、 温厚な性格、 れであり、 見好まれる人物像として 創意工夫や自助努力 他人に功をゆずる 排他性のなさであ 裏を返

大きいと考えられますが、 れた自然条件に起因するもの この県民気質は、 前述の恵ま 歴史

ています 図1)。

的背景から見ると、

江戸時代に

おいては小藩分立でその間に天

示.. 因として、「人情味豊かな県民 これらの条件のほかに、 環境をつくり上げていますが、 指数:全国一 価 また、これらの自然条件に併 「住みよい」理由の大きな要 (平成五年消費者物価地域差 安い地価 住宅地全国一位) 位 (平成六年地価 が快適な生活 や安い物 宮崎県 公

する物静かな性格をつくったも

とも考えられます。

極的な創造を生まず現状に満足 な立場に置かれていたため、

隣接し、東方一帯は太平洋

€ E

て熊本県に、

西南は鹿児島県に

国一四位、

北は

大分県に、

西は九州山脈を介し 九州二位)で、 置

総面積七、

七三四㎡

**全** 

宮崎県は、

九州の南東部に位

領が介在し、

常に雄藩に従属的

性 「人情味豊かな県民性」 があります。 は

ため、 運動」 役となった地域づくりを進 が 払拭して、 性」を温存しつつ消極的気質を 気質をよくあらわしています。 おっくうなこと、「テニアオカ. んでも挑戦 多く聞かれるのも、 そこで、 仕方がないこと、などの方言 つらいこと、「ヨダキイ」 = 県民の会話の中で、「ノサン」 県では「新ひむかづく を展開しています。 県民一人ひとりが 「人情味豊かな人間 (意欲) ・みんなが この県民 つめる 主

動がくり広げられていますので この県民運動によって、 における (連帯)」を合言葉とした など、 おける 「百済の里づくり」 各地域で多彩な活 「照葉樹林の里 南郷村

綾町に

住みよいふるさと宮崎 (行政の努力) 「県民の活力) 第四次宮崎県 新ひむかづくり 総合長期計画 運動の推進 の展開 均衡ある地域の発展 地域機能の活性化 施策展開の考え方 なんでも挑戦 意欲と連帯 みんなが参加 3つの柱 たくましい地域産業づくり 試力あるふるさと置づくり ● 生きがいのある長寿を全づくり 地域特性をいかした運動 4つの視点 意欲ある人づくり 21の主要プロジェクトの推進 ふれあう心づくり (新社会システム構想など) 住みよい街づくり ● 豊かな物づくり 図 2

新ひむかづくり運動

宮崎県の個性が、 今後 ていくことと考えています は、 今までとは さらに展開し 味 違 った **図** 

# 道路整備の現状

路 格として、 ○号の1 轄国道一〇号及び直轄国道二 自動車道宮崎線 九 線 宮崎県の道路網は、 Õ (九七二 九 一路線 km **県管理国道** (三七() 主要地方道四八 (八六畑) と直 般県道 km 九州縦断 一六路線 を骨 =

> 四三路 三八四㎞) 村道二八、 (平成六年四月一日現在)。 線 三一路線 で形成されています 0 0 km Ŧį. 市 町

宮崎市、 間 おらに、 立ち遅れが顕著になっています。 は でも下位の水準にあり、 ゼー 地形的条件も厳しく、 |地域を走る国・県道について -が四七・五%と九州ブロック 県管理道の整備状況は、 都城市、 都市化や急速なモータ ンの進展によって、 延岡市とい 整備 特に山 改良

暇社会、 げ 崎 計画されている主要プロジェ システム構想と ストピア構想」 = という新しい社会にふさわし トとして、 開発」 ユ ステムづくりを目指す 1 日南リゾ シルバー構想」、「フォ 等のプロジェクトが 高齢化社会、 Ì の三つの新社会 ト構想」、 「宮崎北部地域

通混雑が生じています。 た中核都市の入口部を中 心に交 Ļ

# 道路整備の基本方針

策を展開しています。 り」「生きがいのある長寿社会 と宮崎づくり」を基本目標にし づくり」の三つの柱に沿って施 る宮崎県の総合長期計画 「第四次宮崎県総合長期計画 られています。 お 平成三年度~一二年度にお 「魅力あるふるさと圏づく 一たくまし いては、 二一世紀に向けて余 「住みよい い地域産業づく 森林社会 この中で ふるさ [である 「宮崎 「宮 H

> 1 たものを御紹介します。 の道づくり」として取りまとめ を策定するに当たり、 て、 活 整備の基本構想を「ひむ な課題であるといえます。 整備促進を図ることが特に重 くり」を実現するためには、 第11次道路整備五箇年計 「住みよいふるさと宮崎 産業の基盤としての道路 広域高速ネットワークの確立 地域を活性化させる道: 本県道 かの国 そこ 生 ゔ

路網の整備 地域振興を支援する幹線道

るため、 ネットワークの確立を目 します。 市 圏を連絡する広域高 県土の均衡ある発展を図 本県と九州主要都 速

する 実させることが重要です。 都市等が なる拠点都市と周辺地域の 化を図るには、 また、 集積圏相互の交流を充 「地域集積圏」を形成 県内各地域の活性 帯となって連携 地域の核と

これらの施策を積極的に推

進

備が必要です。 幹線道路ネットワークの整 地域の骨格を形成する

このような地域づくりのた

の実現を目指し、九州縦貫

このため「一時間構想」

3

2 定住を促進させる道路 過疎化を防止し、地方での 路等の整備を促進します。 を促進するとともに、高規 道の高規格幹線道路の整備 格幹線道路へのアクセス道 自動車道及び東九州自動

地域の孤立化を防止し、 日常生活の利便性の向上を 図る生活道路等の整備

害に強い道路の整備

災

とした都市部の主要幹線道

の孤立化を防止し、災害に 危険箇所が多いため、地域 道路整備の推進が必要です。 地方での定住を促進させる ては、 また、山地を通る道路が 過疎地域の多い本県にお 落石、 過疎化を防止し 法面崩壊等の

強い道路整備を進める必要

さ」といった精神的充足感

6

自然にやさしい環境の

があります。

を図ります。 国道三二七号等の道路整備 このため、国道二二〇号、

は 恒常的な交通混雑が、 道路で引き起こされている バイパスや環状道路の整備 都市機能の向上を図る道路 市機能の向上を図るために 活動に支障をきたしていま 宮崎市周辺部の主要幹線 都市活動の活性化、 都市内の交通渋滞を解 都市

4 道路 路の整備を推進します。 快適な都市環境を創造する

後求められる個性的で質の

観光立県宮崎県では、

道路環境の整備 安全な道路の整備 今後は 重点がおかれていたため な遅れを取り戻すことに 今までの道路整備は、 「ゆとり」「やさし

量

境の整備が必要です。 親しみや潤いのある道路環

整備を推進する必要があり

る等、人にやさしい道路整 り、点字ブロックを設置す 境を創造する道路の整備 また歩道の段差をなくした

(5) を図る道路 観光宮崎のイメージアップ

消する必要があります。

このため、

宮崎市を中心

観光の振興に寄与する道路 整備

の有効利用を図る観光ル じめとした多様な観光資源 るため、リゾート構想をは 高い観光地、 たリゾートづくりに対応す の形成を推進します。 自然と調和し

に対するニーズに対応した、

本県の豊かな自然環境を

また高齢者の多い本県で 安全性を配慮した道路

備を図ります。 このため、快適な都市環

の走行に伴う騒音や大気汚 の保全、い郷出量の安定 に対処するため、沿道環境

**交差点改良、環状道路やバ** である渋滞の解消に向けて、 イパスの整備、さらに道路

となって連携し、 都市と周辺地域の都市等が一体 構想」は、地域の核となる拠点 これらの中で、①の「一時間 広域的な地域

自然と調和した道路整備

沿道環境を保全するための

形成を図る道路

これらの問題の大きな要因 である地球の温暖化や、 があります。そのためエコ それらに配慮していく必要 路整備を行っていく上でも 保全していくためには、 環境対策を推進します。 化を図る必要があります。 ロードの普及を推進します。 また、地球的規模の問題 排気ガスといった問題 車 道

順に延岡市、 県における拠点都市を、 が重要であるとの認識から、 一市に位置づけ 宮崎市、 都城市の 北から 本

間相互の交流を充実させること

各地域内において中心

都

拠点都市とその隣接地域に ある中心都市を概ね 一時間

以内

これから説明します一般国道 路整備を進めるものです。 部地域における「一時間構想」 を具体化する道路整備事業が、 でそれぞれ連絡できるように道 八号の「日之影バイパス」で 延岡市を拠点都市とする県北 (図 3)。 を概ね一時間以内

福岡

10

大分

•

延岡

218号

宮崎

10

拠点都市間を概ね一

時間以

高干穂町 延岡市 ノ こ 日向市 西都市 小林市 宮崎市 都城市 日南市 県都(宮崎市) 各拠点都市 各級点都市 隣接地域の中心都市

図 3 1時間構想のイメージ

九州中央部を横断する道路です

経由して延岡市に至る、

実延長  $\underbrace{km}$ 

三三點

(宮崎県側七一

の

高千穂町、

日之影町、

北方町を

四 (一般国道 神話街道

(1)

はじめに

瀬町、 瀬川の清流沿いに、 市を起点として、 ら宮崎県に入り、 から阿蘇外輪山を北に眺めなが 国道二一八号は、 神話の里として知られる 熊本県蘇陽町 宮崎県五 級河川五ケ 熊本県熊本

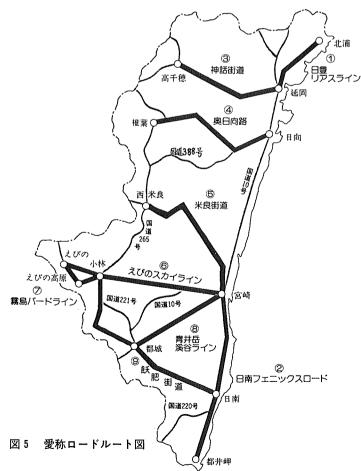
> 崎県高千穂町は、 くため、 も快適な移動を楽しんでいただ 光客の皆さんに安心して、 沿道の修景を図り、県内外の観 「愛称」をつけていますが、 (図 4)。 宮崎県では、 主要な九つの路線に 観光地間を結ぶ 天孫降臨の地 宮

熊本 (0 長崎 鹿児島 図 4 位置図

佐賀

地域における産業、 里」であるため、国道二一八号 と名付けられています(図5)。 として語り伝えられる「神話の は、それにちなんで「神話街道」 国道二一八号は、 観光の動脈 宮崎県北部

	n - F	愛称	通 過 路 線 (数字は国道番号)	主 な 観 光 地
1	延岡~北浦	日豊リアスライン	10 388	日豊海岸国定公園
2	宮崎~都井岬	日南フェニックスロード	220 448	日南海岸国定公園
3	延岡~高千穂	神話街道	218	祖母傾国定公園 祖母傾県立自然公園
4	日向~椎葉	奥日向路	327 265	九州中央山地国定公園
(5)	宮崎~西都~西米良	米良街道	10 219	九州中央山地国定公園 西都原杉安峡県立自然公園
6	宮崎~えびの高原	えびのスカイライン	[10] [268] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	霧島屋久国立公園
7	都城〜御池〜小林〜 えびの〜えびの高原	霧島バードライン	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	霧島屋久国立公園 母智丘・関ノ尾県立自然公園
8	宮崎~青井岳~都城	青井岳渓谷ライン	[269]	わにつか県立自然公園 青井岳渓谷
9	日南~飫肥~都城	飫肥街道	222	日南海岸国定公園飫肥



和四八年に建設省による道路改 良を終了しています。 五ヶ瀬町から高千穂町間は、 古くから改良工事が進められ、 て重要な幹線道路であるため、 残る高千穂町から北 昭

> 悪く、 川の急流が流れ、 道路整備は大きく立ち遅れると 溶結凝灰岩が断崖絶壁を連ね、 ○○mにも及ぶ柱状節理の阿蘇 ともに、 右手には一級河川五ヶ瀬

振興や地域開発を図る上で極め となっており、この地域の経済

した。 また、露出した凝灰岩の風化

方町間は、

幅員が狭小で線形も

大事故が起こったこともありま 尊い人命が奪われる重 左には高さ一

千穂町、 に道路 が は 害が多発し、 0) |民地からの落石や崩土等の災 「の投入にもかかわらず、 進むにつ 陸の孤島と化していました。 が ? 寸断され、日之影町、 五ヶ瀬町の西臼杵地方 机 梅雨や台風のたび 多額の 防災事業 山腹

(2) 日之影バイパスの事業概要

1

の 手しました。 昭和四六年全体延長二八・六 にある現道の拡幅は困難と判断 0 ら調査をはじめましたが、 定するに当たり、 パスとして整備することとし、 地 国 「日之影バイパス」に事業着 Ŧi. 形的制約から五ヶ瀬川沿 道二一八号の改良計画を策 ヶ瀬川左岸の丘 昭和四四年 一陵地をバ 前 沭 か

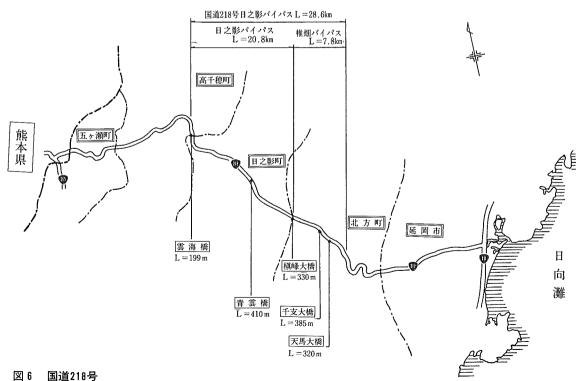
影 〇 ・八 km このうち、 町 高千穂町から施工を開始 北方町 を 「日之影工区」 高千穂町から日之 の町境までの一 ٤

昭和六二年に「日之影工区」 その間、 順次供用開始を行い、 幾多の難工事を克服

> h に行われたところです(写真 七年三月二二日に開通式が盛大 事業着手し、 工区」として昭和五四年度から 全線を供用しました。 七 さらに、 八 km 日之影バイパ については、 今春完成し、 スの 平成 椎 畑 残



写真1 開通式



CONTRACTOR OF STREET

イ

# (3) 日之影バイパスの主な構造

者の目を楽しませることのでき

景観に配慮した多彩な橋梁が多 などの観光地を有することから、 里」高千穂町や祖母傾国定公園 地のバイパスであり、 なっています。 的に多くなっているのが特徴と 入する多くの支川を横断するた 谷をなす五ヶ瀬本川やそれに流 また、この区間は、 日之影バイパスは、 支間長の長い長大橋が必然 深 い U 概ね丘陵 「神話の 字

くなっており、 十分に道路利用

雲海橋

写真2

るものとなっています。 を御紹介しますと 川に架かる本橋は、 ある高千穂の渓谷美に欠かせ アーチが県内有数の観光地で 路式ローゼ橋であり、 位置し、 イパスの起点(高千穂町)に これらの橋梁のうちのいくつ 雲海橋 (写真2) 五. ヶ瀬川の支川である岩戸 橋長一九九mの鍋中 日之影バ 非対称

ア

ないランドマークとなってい 特に、 旧国道 (県道北方高

誇っています。

光ポイントとなっています。 に優美なアーチを見せて、 千穂線)からの景観は、 しい柱状節理の断崖絶壁の上 青雲橋 (写真3) 荒々

としては国内有数の高さを の高さ(日之影川水面からの の上空をまたぐ本橋は、 点に位置し、日之影町中心部 五ヶ瀬川と日之影川の合流 が一三七mで、 道路橋 橋面



秋の紅葉

ドレルブレースドアーチ橋で

青雲橋と同じ鋼上路式スパン する本橋は、橋長三三〇mで、

橋となっています。 パンドレルブレースドアーチ 橋梁で、形式は、鋼上路式ス 之影バイパスの中で最も長 また、橋長四一〇mは、

き金となっています。 所として本橋が地域振興の引 日之影町では、新しい観光名 槇峰大橋 (写真4) |椎畑工区| の起点に位置

ウ

コントラストが実に美しく、 本橋とその下に広がる日之 背景の緑との 日 写真3 青雲橋 ため、 ら素晴らしい眺望が楽しめる ますが、本橋左岸橋台付近か 時には行楽客でにぎわってい 園の東端となる鹿川渓谷があ 瀬川上流には、 なっています。 アーチ支間長は一八〇mと 本橋の北部方向である綱之 夏のキャンプ、 新しい観光スポットと 祖母傾国定公



影町の街並み、

槇峰大橋

# エー干支大橋(写真5)なっています。

台は、

地形的制約から北方ト

五ヶ瀬川本川を左岸から右 開二七五mは日本第三位の規 間二七五mは日本第三位の規 関ニ七五mは日本第三位の規 でアーチ橋であり、アーチ支

緩和する効果をも考慮したも式としたのは、トンネルを抜式としたのは、トンネルを抜けた直後の心理的な恐怖感を

# オー天馬大橋(写真6)

岸に渡る本橋は、橋長三二〇五ヶ瀬川本川を右岸から左

地に位置する本橋の左岸側橋

有数の規模となっています。 大級の規模を誇るものです。 また、河積阻害率の制約によって支間長も大きくなり、 片持ワーゲン張出し工法の張 出し長八〇m、ピア柱頭部の 桁高一一mは、いずれも国内



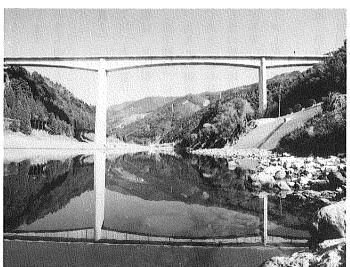


写真 6 天馬大橋

# 五おわりに

関道二一八号の一次改築は、 「椎畑工区」の平成七年春の完 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、第四次宮崎県総合長期計画 で、阿蘇国立公園・祖母傾国定 に、阿蘇国立公園・祖母傾国定 で、阿蘇国立公園・祖母傾国定 に、阿蘇国立公園・祖母傾国定 で、河リッジロード」として、観 が面でも大いに寄与するものと

「住みよいふるさと宮崎づくり」を基本目標にして、主要プり」を基本目標にして、主要プな施策を展開し、さらには県民な施策を展開し、さらには県民の生活活動や産業活動を支えての生活活動や産業活動を産業があるさと宮崎づく

即
•
圆
•
•
圆
٥
明
•
鸱
:

17   12   13   14   15   19   19   19   19   19   19   19					ì
28	月日		月日	項	月日
月)の実質経済成長率は、前期比の年率換算で二・八% よると、経常収支の黒字額は、前年度に比べ四・二%減 を下回った。	4 28	今年第一・四半期(一~三	٠	○大蔵省発表の一九九四年度の国際収支状況(速報)に	.
15 ○中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実験は昨年一〇月七日以来で通算四二回目。実験場所は新製に、、通商法三〇一条(不公正な貿易慣行への制裁)に、、通商法三〇一条(不公正な貿易慣行への制裁)に、、近商法三〇一条(不公正な貿易慣行への制裁)に、上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 上げるもので、関税総額に保守・共和国連合(RPR)の 学やリーカ九四年度の「観光の状況に関する年次報告」(観光の状況に関する年次報告」(観光コーンランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の 単種に一〇〇%関税をかける内容の制裁候補リストを発生に、日本製の高級乗用車 「〇〇カドルで、実験場と込むよれを、とによる。管規庁がオウム真理教団の代表、麻原彰晃=本名、松田が連市というのが現に関する年次報告」(観光のよびに大業対策を強調した。経額二次のは、WT〇のルールに反するというのが理由。を下回った。管別規をかける内容の制裁候補リストを発展してのは、WT〇のルールに反するというのが理由。の一、二五〇億一〇のルールに反するというのが理由。の一、第となった。経額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復に、第本が領は就表したのは、WT〇のルールに反するというのが理由。の第本に対して、大阪神大震災の復い、大阪神大震災の復い、大阪神大震災の復い、大阪神大震災の復い、大阪・大阪・大阪神大震災の復い、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大				経常収支の黒字額は、	
15   ○中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実   29   ②カンター米通商代表が出て核実験を実施したと発表。同国の核実   29   ②カンター米通商代表が出て核実験を実施したと発表。同国の核実   29   ②カンター米通商代表が出て核実験を実施したと発表。同国の核実   29   ②一九九四年度の「観光の状況に関する年次報告」(観   ※立て制裁候補リストを発表。同国の核実   29   ○一九九四年度の「観光の状況に関する年次報告」(観   ※立て制裁候補リストを発表。同国の核実   29   ○一九九四年度の「観光の状況に関する年次報告」(観   ※立て制裁候補リストを発表。同国の核実   29   ○一九九四年度の「観光の状況に関する年次報告」(観   ※立てのが大統領に保守・共和国連合(RPR)の   ※担がまる年次報告」(観   20   20   20   20   20   20   20   2					
□ ○ 中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実   15 ○ 中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実   16 ○ 中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実   17 ○ フランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の   29 ○ 力ンター米通商代表が日米の自動車・同部品交渉につ   17 ○ フランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の   29 ○ 力・ンター米通商代表が日米の自動車・同部品交渉につ   17 ○ フランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の   29 ○ 力・大統領に保守・共和国連合(RPR)の   20 ○ 力・九五年度制定・一、前法三○ 一条(不公正な貿易機(ア・大統領に保守・大統領に保守・大統領は就   20 ○ 力・九五年度制正一の「観光の水況に関する年次報告」(観光の大記を発展で連捕した。   20 ○ 力・九五年度補正子算が参院本会議で賛成多数で可決、   21 ○ ○ 力・九五年度補正子算が参院本会議で賛成多数で可決、   22 というのが理由。   23 日・復典費や円高対策が盛り込まれた。				貿易黒字が微増にとどまる半面、海外旅行	٠
□ ( ) 一九九五年度補正子算が参院本会議で接成多数で可決、 田・復興費や円高対策が盛り込まれた。  □ 1 ( ) 2 ( ) 一九九五年度補正子算が参院本会議で接成多数で可決、 ( ) 日・復興費や円高対策が盛り込まれた。	5 • 15	○中国政府が地下核実験を実施したと発表。同国の核実		者の急増などで貿易外収支の赤字が急増したことによる。	
□カンター米通商代表が日米の自動車・同部品交渉につ □アランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の □アランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の □大郎ので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 正げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 世界貿易機関(WTO)に提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就 世界貿易機関(WTO)に提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就 世界貿易機関(WTO)に提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三が表に本会議で養成多数で可決、成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復 田・復興費や円高対策が盛り込まれた。 22 29 29			29	○一九九四年度の「観光の状況に関する年次報告」	
□カンター米通商代表が日米の自動車・同部品交渉につに、近南法三○一条(不公正な貿易慣行への制裁)に  正三車種を対象に現行二・五%の関税を一○○%に引き上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動が決まれば、五月二○日にさかのばって適用される。 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動で決まれば、五月二○日にさかのばって適用される。 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動で決まれば、五月二○日にさかのばって適用される。 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動で決事が表院への慣行とより、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就を強さ、大統領は就を強調した。 世界貿易機関(WTOのルールに反するというのが理由。 「一九九五年度補正予算が参院本会議で賛成多数で可決、成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復間・復興費や円高対策が盛り込まれた。  「田・復興費や円高対策が盛り込まれた。22		一疆ウイグル自治区のロプノル実験場とみられる。		昨年一年間の海外旅行者は、	
□ (二) 「 (元) 「 (	29	米通商代表が日米の自動車・同部品交渉に		前年比一三・八%増で、	
□三車種を対象に現行二・五%の関税を一○○%に引き上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 17 ○政府は日米の自動車・自動車部品問題に関して米国をが決まれば、五月二○日にさかのぼって適用される。 世界貿易機関(WTO)に提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就 世界貿易機関(WTO)の提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就 世界貿易機関(WTO)の提訴した。米国が通商法三○一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就 としたのは、WTOのルールに反するというのが理由。		通商法三〇一条(不公正な貿易慣行への制裁)		高となった。	
一三車種を対象に現行二・五%の関税を一○○%に引き 本智津夫=容疑者(四○)を殺人、同未遂容疑で逮捕した。 22 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 17 ○政府は日米の自動車・自動車部品問題に関して米国をが決まれば、五月二○日にさかのぼって適用される。 世界貿易機関(WTO)に提訴した。米国が通前法三○ 一条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三 変したのは、WTOのルールに反するというのが理由。 成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復 旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。 29 回・復興費や円高対策が盛り込まれた。		日本製の高級乗用		麻原彰晃=本名、	
上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 17 ○政府は日米の自動車・自動車部品問題に関して米国を 29 上げるもので、関税総額は約五九億ドルにのぼる。発動 17 ○政府は日米の自動車・自動車部品問題に関して米国を 19 ○一九九五年度補正予算が参院本会議で賛成多数で可決、 成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復 旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。 19 ○ 田・復興費や円高対策が盛り込まれた。 29 ○ 日・復興費や円高対策が盛り込まれた。				本智津夫=容疑者 (四〇) を殺人、同未遂容疑で逮捕した。	22
○フランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の   「条(不公正な貿易確保への慣行)により、高級車一三   ジャック・シラク氏(六四)が就任した。新大統領は就   再種に一○○%関税をかける内容の制裁候補リストを発   表したのは、WTOのルールに反するというのが理由。   田・復興費や円高対策が盛り込まれた。   田・復興費や円高対策が盛り込まれた。   田・復興費や円高対策が盛り込まれた。		関税総額は約五九億ドルにのぼる。	17		
○フランスの新大統領に保守・共和国連合(RPR)の 任演説で失業対策を強調した。 田・復興費や円高対策が盛り込まれた。 日・復興費や円高対策が盛り込まれた。 田・復興費や円高対策が盛り込まれた。				(WTO)に提訴した。	29
業対策を強調した。 19 ○一九九五年度補正予算が参院本会議で賛成多数で可決、成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。 旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。	17	共和国連合(RPR)		(不公正な貿易確保への慣行)により、	
表したのは、WTOのルールに反するというのが理由。 成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。		シラク氏(六四)が就任した。		車種に一○○%関税をかける内容の制裁候補リストを発	
○一九九五年度補正予算が参院本会議で賛成多数で可決、成立した。総額二兆七、二六一億円で、阪神大震災の復旧・復興費や円高対策が盛り込まれた。		任演説で失業対策を強調した。			
8や円高対策が盛り込まれた。 総額二兆七、二六一億円で、			19		
•				総額二兆七、二六一億円で、	
				•	







イオンを指す。

だがアジアには生息してい

東洋医学の発祥は古代中国である。

漢方薬

作用 は天然の素材を天日で乾燥させ、 合もある。この点漢方は緩やかな薬効のため 医学の薬が劇的効果をあらわす反面、 病気が治せるのかと思う人も多い。 法で調合される。こんな古い薬方で、 慢性疾患に適していると言われている。 によって新たな苦痛を患者に負わせる場 伝統的な方 だが西洋 強い副 現代の

代人が、 百 石を舐めるのを見てその薬効を発見したもの 漢方薬の材料は植物、 動物を逐って山野を駆け巡っていた古 それにしても動物の骨が薬になると 鹿や猿が或る種の植物を食べ、 動物、 鉱物と多岐に

腹の甲羅で、

刻まれた文字は占いに使われ

小さい文字があるのを見つけた。

に取ってみると、

骨の表面にナイフで刻んだ

つまっていた。 薬袋の中には、

或る日門下の学者が骨片を手

如何にも古そうな骨の破片

あるという。 虎の骨は、 だれだったのか。 るのは、 |節や筋肉の痛みを治す力があるとしたのは なんて聞いたことがない。 これについての私見を述べてみたい。 たのは、 内臓や肉が目的で骨をバリー 関節炎や筋肉痛にすぐれた効果が どのような動機からか。 肉食動物が他の動物を餌食にす 不思議としか言いようがな しかも虎の骨に 食べ である。

なかろうか。 部位の治療に、 結果、 効について実験と体験が繰り返された。 られた。 さわしく、 肉は魔除けの珍味となり、 者に献上され、 た人物は英雄視されたのである。 らこれに正面から戦いを挑み、 恐稀は時に信仰の対象にまで昇華した。 かも均整のとれた姿と神秘的な縞模様から、 は勿論のこと、 虎は迅速な行動、 中国大陸では古くから虎がこれに当たる 関節とか筋肉のように動きのはげしい かくして虎骨は大事に保管され、 人の病に強い力を発揮すると信じ いわゆる 効果ありと証明されたのでは 権威の象徴となった。 人間にも恐れられていた。 性質の獰猛さから他の動物 「骨まで愛された」の 骨は百獣の王にふ 見事に退治し 毛皮は為政 そして 薬

帝国 として珍重された時期があった。 その「龍の骨」がマラリヤの治療によくきく が沢山出て来る。 の知 首都北京にまで拡がったのである。 龍骨なんてないから、 中国の古典易経を読むと、 の全貌が明らかになる顚末は、 れない骨片が端緒となって、 勿論龍は想像の動物だが、 黄河流域の土俗信仰 龍とか虎の記述 漢方の薬材 「古代殷沈 貝塚茂

現在、

百獣の王と言えば

容姿貫録からラ

樹氏の著書に詳しい。 分は次のとおりであ 虚発見のさ ħ 'n Ó

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店

口座番号:普通預金771303 口座名:道路広報センター

の植民地政策にさらされた時代である。 王氏は学生を薬屋にやって買ってこさせた。 の持病があり、 学の大家王氏の門下には、 くの学者が集まっていた。 八九九年の北京と言えば清朝末期 「龍の骨」が妙薬とすゝめる人があり、 季節の変り目には発熱で苦 王氏にはマラリヤ その徳を慕って多 列

文字によって、 この地が、 薬屋から薬屋へと追求され、 甲骨文字そのものであった。 されたのは言うまでもない。 跡だったのである。 陽県の畑の中から出土したものとわかった。 紀元前一三〇〇年の殷帝国の宮殿 当時の政治経済の実態が解 出土した膨大な量の甲骨 龍の骨の出所 ついに江南省安

時代よりもはるか後年の占術書である。 現代使われている易占いは周易と言い、 (既\*)

7月号の特集テーマは「大都市圏の道路『環状と放射』」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」 修:建設省道路局

〒102 東京都千代田区一番町10番6

発行人:中村 春男

道路広報センター

一番町野田ビル 5 階 TEL 03(3234)4310・4349

定価700円(本体価格679円) 〈年間送料共8,400円〉

FAX 03 (3234) 4471